

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成30年3月22日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○吉本議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、13番、奥田富代子議員、12番、玉田隆紀議員、15番、増田浩二議員、6番、田畑昭二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 おはようございます。

13番、奥田富代子でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一問一答方式で、特別支援教育の充実について、学校給食の残渣について、2点で質問させていただきます。

1点目、特別支援教育の充実について、今会議で、岩出市教育支援委員会条例の一部改正が議案として提出されておりました。同条例の改正理由として、児童福祉機関の増設に伴い、委員数がふえるという説明をされておりました。児童福祉機関が増設されるということは、支援を必要としている子供がふえてきているということだと思われまふ。そうであるとすれば、一人一人の健やかな成長を保障するという観点から、ますます特別支援教育を充実させる必要が高まってきたということだと考えられます。

そこで、まず市では特別支援学級に在席している児童生徒は、増加してきているのかということ、過年度の状況も含めて、その推移をお聞かせください。

また、それらの児童生徒に対する市の施策には、どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

次に、文部科学省の調査では、公立小中学校の通常学級に在席する児童生徒のうち発達障害の可能性のある子供が約6%に上ることが発表されています。本市の児童生徒数は4,700名なので、単純に計算しても280名が該当し、1学級当たりでは2

名前後いると考えられます。

特別支援学級に入っていないこれらの児童生徒への対応も非常に重要であると考えますが、どのような対応をしているのか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

奥田議員のご質問の1番目、特別支援教育についてお答えをいたします。

まず初めに、特別支援学級に在席している児童生徒数ということですが、いずれも5月1日現在で、平成27年度、100名、平成28年度、122名、平成29年度、127名となっております。平成30年度は151名に上る見込みでございます。年々、特別支援学級に在席する児童生徒は増加傾向にあると言えます。

特別支援学級に在席する児童生徒に対する市の施策としましては、市費によりまず介助員を合計21名採用し、一人一人の障害特性に応じたきめ細かな対応ができるようにしております。

また、児童生徒の障害の程度や困り感はそれぞれに異なり、それに伴う支援の仕方も当然異なるため、学校では保護者や医療機関などの意見を参考にしながら、個別の教育支援計画、個別の指導計画などを作成し、きめ細かな指導と支援に努めてございます。

続きまして、2点目、発達障害のある子供への対応についてでございますが、特別支援学級に在席はしていない発達障害のある児童生徒への対応については、本市では中央小学校と根来小学校に通級指導教育を開設し、通級してくる児童の混乱さを克服する支援やソーシャルスキルトレーニングなどを実施してございます。

通級指導教室とは、発達障害のある児童が通常の学級で学習しながら、週に何時間かその教室へ通い、当該児童の困難さや不得意分野などの克服並びに対人関係がスムーズにできるようになるトレーニングを受けたりする教室です。

この教室は、中央小学校や根来小学校以外の学校からも通うことができ、特別支援教育に関し、専門的な知識を持った教員に担当してもらっております。

しかし、通級している児童も大半は通常の学級で学習しているため、発達障害のある児童生徒への対応の仕方を初めとする教員研修も実施しているところでございます。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 発達障害のある児童生徒のため、通級指導教室を中央小学校と根来小学校に設置しているということですが、その子その子に適した指導をしてもらえるので、大変よいことだと思います。しかし、設置校以外の児童は、中央小学校や根来小学校まで行かなくてはならないので、なかなか通級指導教室の恩恵を受けにくいと思います。

さらに、こうして小学校で手厚い支援を受けてきた児童が、中学校へ進学したとき、同様の支援を受けられない状況にあると思います。発達障害のある子供が中学校に入学後、うまく適応できず、不登校になったという事例も聞いたことがあります。そこで、ぜひ小学校での設置校をふやすとともに、中学校にも設置していただきたいと考えますが、市教委の方針をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 奥田議員の再質問にお答えをいたします。

通級指導教室の増設に考えはどうかということかと思えます。根来小学校も中央小学校も岩出第二中学校区に当たります。岩出中学校区の小学校にも設置したいと考えておりましたが、県教育委員会から、このたび加配教員をいただけることとなり、平成30年度から岩出中学校区の小学校にも新たに設置すべく、現在、準備を進めているところでございます。

なお、中学校への設置をとということではありますが、その必要性は十分認識しており、担当者を育成するため、中学校の教員を1年間、和歌山大学へ国内留学させた後、開設してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目、学校給食の残渣についてお伺いいたします。

食べられる状態なのに、捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によると、日本では、年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち632万トンが食品ロスと推

定されています。

食品ロス対策として、3010運動、乾杯後の30分間は席を立たず、料理を楽しむ、お開きの前10分間は自分の席で食事を楽しむは、広く知られてきています。これからの時期は歓送迎会があちこちで催されますが、ぜひとも、この3010運動を実行していただきたいと思います。

国連は、2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。岩出市においても、まずは小中学校における学校給食や食育、環境教育など、それを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思います。

そこで、2点お聞かせください。

1点目、食品残渣の状況と処理状況について、2点目、食べ残しを減らす対策について、以上2点お伺いいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 続きまして、ご質問の2番目、学校給食の残渣についての1点目、小中学校における給食残渣の状況と処理状況についてお答えをいたします。

学校給食残渣につきましては、現在、御飯は米飯加工業者にそのまま回収していただいておりますので、給食センターで回収しているのは副食のみでございます。

本市では、事業系ごみの削減や食品リサイクルの観点から、給食残渣などについては養豚業者に引き取っていただいております。残渣の引取量につきましては、過去3年間で申し上げますと、平成27年度、4万5,300リットル、平成28年度、4万5,000リットル、平成29年度2月末現在で4万350リットルとなっております。

次に2点目、食べ残しを減らす対策につきましては、まずは子供たちが今日の給食もおいしかったと思えるような味つけや献立を工夫しているところです。各学校においては、本日の献立について、例えば、食材や栄養、調理の工夫について、給食センターからの資料を給食の時間に校内放送で読み上げたり、各学校の給食委員会が月目標を設定し、啓発を行うなど、完食に向けて取り組んでいるところでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 残渣については、養豚業者に引き取ってもらったり、それから、食べ残しを減らす対策としては、味つけに工夫をしたり、給食委員会の方がいろいろ発表されたりとかということで取り組まれているということですが、ここで平成28年度、

学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業の2例についてお知らせしたいと思います。

まず1例目、千葉県の木更津市では、平成28年度、小学校、中学校に外部講師を招いての特別授業を実施し、平成29年1月に農場体験授業を実施したところ、食育効果として46%、食べ残し量が減りました。また、児童生徒の行動、意識の調査を行ったところ、嫌いな食べ物が入っていたからという理由で給食を残す児童は、小学校ではゼロになったという効果が報告されています。

2例目、京都府宇治市では、A小学校の高学年に市職員が環境教育を行い、環境教育を受けた児童が全校集会で発表を行ったところ、5年生では72.2%、食べ残し量が減りました。また、家庭の波及効果を調査したところ、約50%の家庭で子供が環境教育の内容を話したと報告されています。

このような取り組みを参考にされ、小中学校における食品ロス削減のための啓発を進めてはと思いますが、市教委の今後の取り組みについての考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 奥田議員の再質問にお答えをいたします。

2例、外部講師を招いて、いわゆる出前授業の効果についてご説明をいただきました。本市の状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

本市では、栄養教諭による食育の授業を各学級の給食の時間に入って、食材や献立、調理の仕方など、クイズ形式で楽しく給食について学んだり、小学校3年生を対象に、特別活動の時間に郷土料理を学ぼうというテーマで、出前事業を行ったりしています。そのほかJA紀の里さんから、いなりずしやコンニャクづくりの出前授業をしていただいております。

さらに、若干食育とは離れますが、平成29年度は、生活環境課の職員が小学校4年生を対象に、ごみ減量の出前授業を実施しました。この出前授業は、子供たちに大変好評であったと聞いています。

また、子供が家に帰って話すことにより、家庭への波及効果も期待できるものがあります。

今後は、食品ロスの観点も含め、ほかの課や関係機関などと連携した取り組みを実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告2番目、12番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。今回は、マイナポータルについて3点、健康づくり事業について3点、そして、スポーツ施設整備事業について1点、質問をいたします。

初めに、1番目のマイナポータルについてですが、マイナンバー社会保障・税番号制度がスタートされました。マイナンバー制度には3つの目的があり、1、公平・公正な社会の実現、2、国民の利便性の向上、3、行政の効率化が掲げられています。平成29年11月からは国民の利便性の向上、また行政の効率化に向けたマイナポータル事業が始まりました。

そこで、1点目に、マイナポータルの事業内容についてお聞きいたします。

2点目に、平成30年度予算の地方分権改革時代の行財政運営の1、開かれた市政にある子育てワンストップサービス事業についてお伺いいたします。

3点目に、和歌山市では、スマホを利用した子育てアプリ「つれもて子育て応援ナビ」をスタート、さらにオンラインで子育てに関する申請ができるマイナポータルを活用したサービスがスタートしました。そこで、岩出市でのスマートフォンなどのタブレットの活用についてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 マイナポータルについての1点目について、お答えをいたします。

マイナポータルは、平成29年11月13日から本格運用が開始された政府が運営するオンラインサービスです。サービス内容としましては、子育てワンストップサービスとして、子育てに関するサービスの検索や申請書のダウンロードだけでなく、オンライン申請が行えます。また、情報提供等記録表示のサービスでは、行政機関等が情報提供ネットワークシステムの情報連携により、自分の特定個人情報を取り扱われた場合の記録を確認することができます。また、自己情報表示のサービスでは、行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認することができます。

なお、マイナポータルを利用するためには、セキュリティー面を配慮して、本人



確認のために利用者証明用電子証明書を登載したマイナンバーカードが必要となっております。

1点目につきましては、以上でございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 続きまして、2点目の子育てワンストップサービス事業、それから、3点目のスマホなどのタブレットの活用について、一括してお答えをいたします。

マイナポータル機能の中で、子育てに関連するサービスについて、検索や比較ができるほか、申請手続きに活用できるサービスを子育てワンストップサービスといいます。ワンストップサービスを活用することで、児童手当、保育関係、ひとり親支援、母子保健の4つの子育てに関する行政手続きがワンストップででき、また、市からのお知らせを市民が直接受け取ることができるようになります。

具体的には、児童手当の申請、現況届、児童扶養手当の現況届、保育所の入所申請、妊娠の届け出時の行政手続きに関して必要となる書類の確認や様式を印刷することができるほか、マイナンバーカードを使って、手続きに必要なデータを市役所に出向かなくても自宅からパソコンや携帯電話、タブレットを利用して送信することができるオンライン申請のサービスが用意されております。

岩出市の状況につきましては、現在、子育てに関する各種サービスの検索や手続きに必要な書類の情報や様式の掲載を行っており、自宅等での申請情報入力と印刷を行うことは可能であり、パソコンやスマートフォン、タブレットも活用していただけます。

オンライン申請につきましては、オンラインで完結する手続きとオンライン申請後、添付書類の関係で窓口にお越しいただく必要のある手続きがあり、必ずしもワンストップで完結するものではないため、現在は実施しておりませんが、オンラインサービスは24時間利用可能であり、新たな行政手続きの提供により、市民の利便性が向上することから、平成30年度途中に実施できるよう周知啓発も含め、準備を進めているところです。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目の健康づくり事業について質問いたします。

岩出市や各自治体でさまざまな健康づくりの取り組みがなされております。運動不足は生活習慣病の原因と考えられています。健康維持には、持続した運動習慣が大切で、しかし、毎日続けるのは非常に難しく、和歌山市では楽しみながら運動を維持することができるように、毎日の歩数のカウントや実施した運動のポイント化など、一目で頑張り度がわかるアプリを使った健康づくり運動ポイント事業が平成30年1月からスタート、各自治会や個人で登録し、獲得したポイントのランキングを毎月公表し、年間ランキング上位者には表彰を実施するそうであります。

そこで、1点目に、岩出市健康づくり事業と今後の計画についてお聞きいたします。

2点目に、県の健康づくり運動ポイント事業の考えについてお聞きいたします。

3点目に、県からの協力依頼についてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の2番目、健康づくり事業についてお答えいたします。

1点目、岩出市の健康づくり事業についてですが、市では、今後、高齢化が進展していく状況の中、健康寿命の延伸を重要な課題であると考えており、市民の健康づくりを推進することとしております。

具体的には、県の健康増進事業補助金を活用した元気アップ教室や健康講座の開催、歯科検診や健康相談などを行っております。また、毎年行っているふれあい祭りでは、各種の健康ブースを設置し、健康についての啓発をしております。さらに、文化教室におきましても、健康体操や健康料理教室あるいはスポーツ教室でエアロビクスやヨガ、親子体操などがございます。

今後の計画につきましては、平成30年度に岩出市健康づくり計画を改定することとしており、改正後は、本計画に基づき、引き続き健康づくり事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目と3点目の県の健康づくり運動ポイント事業であります。これは地域コミュニティに密着した健康づくりの取り組みで、自治会や仲間うちのグループあるいは個人で楽しみながら運動を継続してできるよう、ポイント制により運動習慣の定着を図り、健康長寿日本一和歌山を目指すものです。

市におきましては、自治会長へ案内チラシを個別に送付したり、市広報への掲載を行い、事業の周知に努めております。岩出市では、平成30年2月末現在で47名の方が参加しておられます。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目のスポーツ施設整備事業ですが、多くの市民が大宮緑地総合運動公園を利用し、野球、サッカー、テニス等が行われ、夏にはいわで夏まつりが開催、秋には岩出市市民運動会が毎年開催されるなど、とても岩出市民にとって大切な施設となっております。

先日、サッカー場を楽しむ児童の保護者から人工芝生の劣化の現状を聞き、現場に視察に行っていました。現場の人工芝には、約1メートルから2メートルの亀裂が10カ所以上、そして、また直径15センチから20センチぐらいの穴が2カ所確認できました。

スポーツ振興くじの助成制度を利用し、岩出市民が安全に安心してグラウンドを使用でき、さらに安全な岩出市市民運動会が開催されるためにも整備が必要だと考えますが、1点、大宮緑地総合運動公園の整備の考えについてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 玉田議員ご質問の3番目、大宮緑地総合運動公園の整備の考えについて、お答えをいたします。

平成8年度から使用してございます大宮緑地総合運動公園も老朽化が進んでおり、特にグラウンド内の人工芝については、一部傷んでいる箇所があることは確認しております。業者に確認しましたところ、人工芝の一部張りかえが難しいということから、全面改修が必要となると聞いてございます。

今後、スポーツ振興くじ補助事業の活用など財源確保に努めながら、ほかの体育施設も含め、優先順位を考慮した整備計画を立て対応していくとともに、大宮グラウンドの人工芝については、部分補修などの方法がないか、研究してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 また、今後、補修等も考えながら事業を進めていくというご答弁で、また助成金制度にも活用していくということなのですが、t o t oの助成制度であれば、新設なら4,800万、また改修なら3,000万円が支給ということになっております。これ以外に、国から何か補助金等が、そういった形があるのかどうか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。  
教育部長。

○秦野教育部長 玉田議員の再質問にお答えをいたします。

いわゆるt o t o、スポーツ振興くじ補助事業以外の補助事業はないかというご質問かと思いますが、県教育委員会のスポーツ課に確認しましたところ、グラウンドの人工芝を張りかえるに当たっては、このt o t oについては活用可能であるという返事をいただいておりますが、今、県で把握している範囲では、これ以外の補助事業は見当たらないという回答でございました。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告3番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、岩出市の特産品化と地域経済活性化について、住持池について、岩出市の職員体制について取り上げます。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、岩出市の特産品化と地域経済活性化について質問をします。

この間、岩出市は、ねごろ歴史の丘を観光の起爆剤にすると言われてきました。観光行政推進が図られてきたと思いますが、この間の実態状況、これはどのようになってきたのかをまずお聞きします。

2点目として、ことしの区・自治会長会議の総会で、市民の方から厳しい意見も出ました。歴史の丘を売り出しているが、地元産品がほとんど売られていないではないかと。県内の他の地域の品物を売るのもいいけれども、岩出市として売り出す地域の特産品開発にもっと力を入れるべきではないか。二度と行きたくないと思うと、こういう声もありましたが、このような市民の声に対して、市として今後どの

ように特産品化を目指していこうと考えているのか、市の見解をお聞きをします。

3点目として、この間、岩出市の特産品となる新商品を開発したいと、意欲ある方々もふえてきています。新聞などでも報道されていますが、アワビタケ栽培、あられ商品の開発などを初めとして、昔からの酒造会社、こういうものもあります。これ以外にもあるんですが、この方たちは、岩出市の魅力を発信したり、地域を活性化したいと意欲を持って商品開発を進めておられます。

市としても、支援をしていくべきと私は考えるものです。地域産業活性化につながる取り組みの一環として、このような方を初め、商工会、JA、住民をも巻き込んだ岩出市の特産品化を調査や研究、また、支援する組織なんかを立ち上げるべきではないでしょうか。市の考えをお聞きをしたいと思います。

4点目として、岩出市の特産品化を目指している方たちには、市としてどのような支援策を考えているのでしょうか。観光面、地域経済面を考える上でも力を合わせていく、そういうべきだと考えますが、市の見解をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 増田議員のご質問1番目、岩出市の特産品化と地域経済活性化についての1点目、ねごろ歴史の丘を観光の起爆剤につきまして、お答えいたします。

旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）の移築に合わせ、平成26年度から根来寺周辺観光促進事業の一環として、ねごろ歴史資料館やねごろ歴史の丘物販情報施設の整備等を行ってまいりました。また、平成28年6月19日には、岩出市観光協会や岩出市商工会、岩出市飲食業生活衛生同業組合など7つの団体が協力の上、ねごろ歴史の丘観光推進協議会を設立し、ねごろ歴史の丘において、各種イベント等を行うなど、観光地域づくりにご尽力いただいているところであり、観光地として認識されつつあるものと考えています。そのあらわれとして、岩出市への訪問客数は、平成27年、103万896人に対しまして、平成28年では126万7,106人と増加の傾向にあります。

次に2点目、地域の特産品開発に力を入れるべきではにつきまして、市内には道の駅が2カ所あり、そのうちの1つ、根来さくらの里では、地場産農産物を中心に取り扱っています。

一方で、今回ご質問のねごろ歴史の丘では、和歌山県の玄関口として、県内のお土産物や地域の特産品を中心に取りそろえており、クロアワビタケ、地酒の日本酒、焼酎、リキュール、紀州あまぎけ初音、フルーツ甘酒、備長炭山椒カレー、高砂アラレ、地酒を使ったフィナンシェ、クレソンマドレーヌ、オレンジパウンドケーキ、

巻きずし、焼き餅、また伝統工芸品では根来塗、オリジナルグッズとして、そうへいちゃんキーホルダー、道の駅記念切符ほか、道の駅グッズなどを販売しているところでは。

もともと特産品が少ないところではありますが、市内には積極的に商品開発に取り組んでいただける事業者もありますので、引き続き商工業者、関係団体等と連携を図り、順次、岩出市産品の導入を進めてまいりたいと考えています。

次に3点目、岩出市の特産品化を調査研究、支援する組織を立ち上げるべきではにつきまして、現時点で、ねごろ歴史の丘観光推進協議会を軸として、商工業者、観光関連事業者、飲食業者、農業関係者などと連携し、特産品開発等に鋭意取り組んでいるところがございますので、新たな組織等を立ち上げる予定はございません。

次に4点目、特産品化を目指している方たちへの市としてのどのような支援策を考えているのかにつきまして、市では、現在、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業やそうへいちゃんブランド認証事業を行っており、岩出市の産品のPRや販売促進に取り組んでいます。

ふるさと納税返礼品事業では、専用サイト等において、全国に向け商品のPRを行っていると同時に、そうへいちゃんブランド認証事業では、市が奨励する商品として、パンフレットの作成や道の駅等で特設コーナーの設置のほか、県外イベントでの紹介、販売など商品のPRをさせていただき、販路拡大につなげてまいります。

また、事業者の支援いたしましては、借入金利子の一部を補給する岩出市中小企業資金利子補給金や、新たに創業を目指される方には創業セミナー開催など、支援を引き続き行ってまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今お答えをいただきました。

産品開発については、今、連携を図っていくんだということなんかも言われました。じゃあ、その産品開発で、部長はお言葉では連携を図ると言うんだけど、じゃあ、どのような連携を図っていくのか、その中身について、再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、市長にこれはお伺いをしたいと思うんですが、市長自身、岩出の観光行政、この促進のためには、今後、市長としてどのような考えを持っているのか、お聞きをしたいと思います。

同時に、最初にも言いましたけれども、自治会長会議でのああいう声、こういう声に対して、市長としてはどう応えていく考えを持っておられるのか、この点もお聞きをしたいと思います。

そして、最後にもう1点、市長にこれもお伺いをします。部長のほうからは、連携を図るといって、今後対応していくということが言われましたけれども、市長自身は、こういう産品開発、これに取り組もうとしている方たちについては、どのような認識を持って、そして、どのような支援をしていきたいというふうにご考えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず冒頭、断っておきます。一個人のことにそう対応するつもりはございません。商工業者、観光関連事業者、飲食業者、農業関係などと連携してと、先ほど部長が答弁したとおり、今の施策を進めてまいります。

それから、新たな業者への支援等についても、これも先ほど部長が申し上げましたとおり、事業を継続してまいります。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 産品開発でどのような連携をしていくのか、その中身にという質問だったと思うのですが、その成果としまして、まず、道の駅ねごろ歴史の丘の名物とするべくミルクセーキとソフトクリームをあわせた新商品などの軽食を開発して提供しております。

また、近年、マスコミ等で取り上げられている岩出市産のクロアワビタケも人気商品となっております、これらも活用して、引き続き名物商品の開発に努めます。

同時に、現在、営業中のお食事どころやお弁当など、よりよいものとなるように改良を重ねる必要もあると認識しております。

それらのことをやって、今後も魅力ある観光地づくりに取り組んでまいりたいと、そう考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、市長のほうからお答えもいただきました。一個人の考え方については答えられないんだという、そういう答弁でした。

あの区自治会長会議のときに出たのは、そういう一個人の考え方というんではないんですね、聞かれたのは。内容については、岩出市として、商品開発にもっとやっぱり力を入れるべきではないかと。市として、どういうふうにされるんですかという、そういう質疑だったんですね。

だから、私も、こういった市民がこういうふうに使われているし、市として市長に対して、市長としての考え方、産品開発事業についてもそうだし、商工関係についても、少なくともどういうふうに使われておられて、今後どう進めていこうとされるんですかと、私は再質問で聞いたんですね。改めて、市長としてどういうふうに使われるのか、再度お聞きをしたいと思います。

それと、事業部長が来られて3年になろうとしてきています。この間、私はいろんな提案をしてきました。根来寺周辺の整備や五百仏山整備、住持池方面の整備、観光行政活性化などにつながる遊歩道の整備、遊休地となっている公園の有効活用、木の温かみを活用した木育活動推進、住宅リフォーム制度など、市の活性化施策など、提案してきました。残念ながら、この3年間で、前向きの答弁は1つもありませんでした。返ってくるのは、調査しません、研究しません、取り組みません、考えていません、実施する考えはありません、この5つです。本当に残念です。

今も答弁の中では、協議会というものなんかがつくっていると。だから、市として、そういういろんな調査や研究する組織、考えませんと。やっぱり同じ考えなんですね。本当に残念です。

このような答弁は事業部だけではありません。生活福祉部、教育委員会部局でもそうなんです。今より、どのようにすれば岩出市が活性化できるのか。少なくとも調査や研究をしなければ前には進みません。少なくとも調査研究する体制や組織が求められているのではないのでしょうか。改めて、この点についてお聞きをしたいと思います。

もう1点、市長にも、これはお聞きをしたいと思うんです。職員が調査研究しないのか。この後、職員体制というものも、私、質問しますが、この職員体制も影響している面があるのではないかという認識を私は持っているんですが、市長については、こういう調査や研究、こういう点がなぜできないのか。そしてまた、職員そのもの自身が、こういう調査研究できないのは、どういう点があるのかという点なんかも含めて、市の職員体制ということなんかも、どう考えておられるのかという点、調査研究、研究面、職員にどういうふうに使われていこうという考え方を持っておられるのかということをお聞きをしたいと思います。



○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお応えいたします。

調査研究、あらゆる面で、職員、非常に頑張っていると思います。それから、岩出市では、地方創生の基幹事業として、平成26年度から根来寺周辺観光促進事業を進めてきてございます。もともと、岩出市は特産品が少ないところではありますが、市内には積極的に商品開発に取り組んでいただける事業者もありますので、引き続き商工業者、関係団体等と連携を図り、順次、岩出市産品の導入を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

先ほど、新たな組織について前向きな答弁ではなかったということやったと思うんですが、先ほどもお答えしましたとおり、観光推進協議会というのを設立しておりますし、今でも新たな商品の開発は進めておりますし、これからも進めてまいりますというお答えをさせていただいたつもりです。

それから、過去のこととも言われてましたけども、私は、今までも誠意を持って答弁させていただいていたつもりでございます。

以上です。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、住持池について質問をしたいと思っております。

まず1点目は、和歌山の民話の1つに、岩出市の伝説として語られる住持池の伝説、現在、この住持池は堤防の傷みがひどくなり、改修工事も進められてきていますが、市として住持池についての民俗的認識はどのような見解を持っているのか、お聞きをしたいと思っております。

ちなみに、当局の方もよくご存じとは思いますが、改めて岩出町誌に書かれている住持池伝説の中身を紹介したいと思っております。

こう書かれています。康和のころ、根来山の麓、西坂本に室家右兵衛尉忠家という豪家があった。彼は豪華な生活をし、裕福に暮らすことのできる身でありながら、子供のいないために寂しく過ごしていた。ある日、小野小町の墓に詣れば子供がで

きるということを知った。忠家の妻は、21日間絶食して彼女の墓に祈願を込めた。やがて忠家の妻は妊娠した。忠家夫婦の喜びは言うまでもない。幾日かが過ぎて、そこに産み落としたのは桂姫。桂姫は不思議にも小野小町そっくりな非常な美人だった。だんだん成長していく桂姫は、住持池の水をつけなければ髪はすけなかった。それで、いつも住持池の水を汲んで来てはすいていた。

桂姫が年ごろになったころ、どこから忍び入るのか、毎夜毎夜うし三つ時に彼女の枕元へ美男があらわれ、そして、どこへ行くともなく消えていくのだった。

ちょうどそのころ、和泉国尾崎の大原源蔵高広という武士に嫁ぐ約束があった。いよいよ嫁ぎ行く日 came。空はがらりと晴れてスズメまでうれしそうにさえずっていた。めでためでたで室家を出た。たんす・長持・はさみ箱・豪華な嫁入り行列を付近の人々は珍しそうに見物していた。やがて行列は住持池の場に差しかかった。折しも一天にわかにかき曇って、池には大波が立った。ところが驚くなかれ、岸に押し寄せる波にはあの不思議な大蛇が乗っていた。人々はあれよあれよという間に、大蛇は桂姫をさらって再び池の中に入ってしまった。人々はただ夢見るように池の水を眺めていた。母の悲しみ、堤に立って泣き明かす母の姿、それは見ても哀れであった。同情する村人とともに、近くの遠上藪に灯りをたいて三日三晩祈祷した。

四日目の朝もまた母は堤に立って桂姫を慕っていた「蛇に召された娘ならもう諦めて差し上げます。どうか一度娘の顔を見せてやってくださいませ。」静かな水面でただ母のすすり泣く声のみ哀れに響いていた。やがて鏡のような水面が小波を立て始めた。だんだん大きくなってそこにあらわれたのは大蛇と桂姫の半身、「おお桂姫」母は我が身を投げて娘に抱きつこうとした。人々の走り寄ったときには、もはや桂姫の姿ではなく2匹の大蛇が仲よく遊泳していた。深草少将の望みも、幾十年かを経て、ついにはかなったのである。

さんさ坂本室家の娘嫁にいたとは住蛇池よ。

子守唄にまで唄われるくらいのこの事件以後、住持池は住蛇池とも呼ばれるようになった。そして、百姓たちはこの蛇を見たことも少なくなかった。

住持池の伝説は、概略的にはこのようなものです。

根来の子守唄は、この伝説が使われているのです。まさに、こういう点においては、この民俗的な認識も含めて、市というこの物語に関する見解、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

2点目の質問は、観光面の視点では、以前、坂本神社や住持池方面については、整備は図らないとの答弁がされました。このような地域の遺産を活用すべきではな

いのか。中芝市政は、なぜこのような、岩出が誇れる地域の遺産を活用しないのか、この点をお聞きをしたいと思います。

3点目に、住持池には、このような地域遺産として活用できる要素もありながら、以前から伝説にかかわる説明看板などありませんでした。現在、工事のため水は抜かれています。景観においてもすばらしいものがあります。堤防の改修を機会に、きれいな景観を知っていただくことも含めて、新たな看板などを設置して、観光の一助となる対応を考えてはどうなのか。当局の対応をお聞きしたいと思います。

4点目に、地域のまちおこし、経済の活性化につながるようなこの住持池伝説に関連した地元産品の開発なども研究してはどうなのか。最後に、この点を質問したいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 増田議員のご質問、住持池についての1点目、住持池についての民俗的認識、2点目、地域の遺産を活用すべきではにつきまして、あわせてお答えいたします。

現在、市では、平成26年度から根来寺周辺観光促進事業を実施してきたところであり、道の駅ねごろ歴史の丘を拠点として、旧県議会議事堂（一乗閣）、ねごろ歴史資料館、根来S L公園などを観光資源として活用を図り、観光振興を通じた岩出市の地方創生を目指しているところでございます。

住持池は、灌漑用のため池であるとともに、池にちなんだ伝説や民話が今日まで伝承されていることから、古くから郷土の人々に親しまれてきた池であり、坂本神社を含め、地域の文化遺産として引き続き伝承していく必要があると考えます。

しかしながら、さきに申しましたとおり、現在、根来寺を中心した観光施策に取り組んでいるところであり、現時点では住持池周辺を観光に活用することは考えておりませんが、将来的に、根来寺周辺観光促進事業が実を結び、さらなる観光施策を計画するに当たっては、住持池の伝説だけでなく、市内各地の伝承や文化遺産も含め、観光活用の対象としてまいりたいと考えます。

次に3点目、新たな看板などを設置して、観光の一助となる対応を考えてはどうかと、4点目、住持池伝説に関連した地元産品なども研究してはどうかにつきまして、あわせてお答えいたします。

さきの答弁でも述べましたとおり、現時点では住持池における観光での活用は考えていませんので、今のところ、新たな看板の設置や産品の開発に取り組む予定は

ございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、坂本神社やこの住持池、文化的遺産の必要性があると、こういうような、伝承していく必要がある、こういう認識だけは確認できました。そして、今は考えていないけれども、将来的にというようなお答えでした。じゃあ、市の考えている将来的というその将来、これはいつごろを想定しているのでしょうか。将来といっても近い将来、遠い将来とあります。

今、工事が終われば、また水なんかも、あそこ張られると思うんですね。すると、非常にきれいな景観あらわれるんです。看板の設置、または将来的な有効活用、これについては、今の時点でどのような、将来という漠としたもんだ、でしたけれども、いつごろを想定しているのかという点、お聞きをしたいというふうに思います。

これは、また市長にもお聞きをしたいと思うんです。市長自身、岩出の地域遺産、こういうものについてはどのようなものがあるというふうに認識をされておられるのか。そして、この坂本神社、住持池、市長にとっては、市長の考えの中にはどのような位置づけとして考えておられるのでしょうか。

この地域遺産という点では、民俗的遺産という観点からも、教育委員会部局にもお聞きをしたいと思うんです。教育長も、昨年、岩出に来られて約1年たちました。教育長としても、岩出市の地域遺産、いろんなことを勉強されてきたというふうにも思っていますし、実際によく実情もわかられてきたというふうに思います。こういう点では、教育長として、根来のこういう坂本神社、また住持池以外にもいろんな地域遺産あると思うんですね。教育長として、こういう地域遺産についてはどういうふうに活用していく、また活用していかなきゃいけないというふうに考えておられるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどからお答えをしているように、将来的に根来寺周辺観光促進事業がだんだん実を結んでいく、順番を追ってということであります。それは将来的に、近い将来か、それが順番にやってまいります。住持池の順番はかなり遅いほうになると思

います。

それから、市内の遺産については、いろいろあるのは、これ認識しています。まず、私ども船戸のほうにも古墳があるし、今回は、それ事業費をつけていますしね、いろいろこれからもぼつぼつとそれもやっていきます。それも順番です。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員から教育委員会としての見解をとということであったかと思えます。ただいま市長が答弁したとおり、ほかにも船戸山古墳などがありまして、その整備については、30年度にも予算を計上させていただいたところでございます。

そのほか何よりも根来寺という、本市の全国的に有名な遺産があるわけでありまして、根来寺を中心として、教育委員会も文化文教ゾーンというのを設けております。新たに、ねごろ歴史の丘に加えまして、図書館、それから民俗資料館、近畿大学生物理工学部、緑化センター、げんきの森、それらを含めた文化文教ゾーンという組織を一旦活動は休止しておったんですが、再度立ち上げて、教育的な側面から、また活動を開始することとしてございます。

教育委員会としては、さまざまな文化資源について、引き続き大切にしていきたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 答弁いただきました。教育長にお聞きをしたんですが、できれば教育長にも一言お考えを聞かせていただければなというふうに思ったんですが、できればまたお答えをいただけないでしょうか。

それと、先ほど市長のほうから、この住持池、その方面は遠い将来だという認識で、かなり遅くなるんだというようなことを言われました。そういう点では、やはり、もっとやっぱりきっちりとその地域遺産を活用していく。そういう点では、やはりもっと目を向けていくべきだと私は思うんですね。

いろんなところで、私たち議員も視察に行きます。そこでは必ず、まちおこし、まちおこしを成功するにはどういうふうな形がいいんですかと。返ってくる答えは、地域にある遺産、資産、文学的遺産などを活用してこそ成功します。これは成功に導いた専門家の言葉です。また、そういった地域に行っても、やっぱり担当の人たちなんかもしっかりと自分たちの資産を活用している、こういうことが返ってくるわけなんです。

今、そういう点では、調査や研究する、そういう部門については協議会があるん

だということを言われました。その協議会では、今後どのような形で、この資産、運用していく、事業計画、この協議会で考えられておられるのでしょうか。

そしてまた、その協議会そのもの自体に、そういう方向性や計画、出せる組織なのか、あくまでも市長に対して提言をする、そういうだけの組織なのか。この点について、今縷々お答えを1回目、2回目されているこの協議会、その協議会としては、どのような役割と、そして活用、働き、される、そういう組織なのか、改めて最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

まず、地域遺産の活用についてですが、私どもも、もちろん地域遺産についてはどんどん活用していくべきだと考えておりますが、先ほど市長もおっしゃったとおり、今は根来寺周辺観光促進事業に力を注いでおりますので、その他については、将来的に考えていくと、こういうことでございます。

住持池が優先順位がどうこうというのは、人それぞれ見識の違いがあると思いますので、遅くなると、こういうことでございます。

それと、ねごろ歴史の丘観光推進協議会についてなんですが、これあくまでも、ねごろ歴史の丘についての協議会ですので、それについての観光の計画を立てることでありまして、地域遺産の活用については、特に関係はございません。もちろん根来寺周辺についての提言は、できる組織となっております。

以上です。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 住持池の小野小町と桂姫の伝説、これについて、私も存じておりまして、昨年12月10日に、これ教育委員会が実施したんですけれども、ふるさと感動物語と、総合体育館の小ホールで実施しまして、この伝説をオペラで上演したという事例がありました。非常に市民の皆様方からも好評を博しまして、ふるさと岩出についての理解を深めるということができたと思っております。これも1つの岩出市の地域の宝だと思っております。

そのほか、今、ただいま教育部長のほうからも答弁しましたとおり、船戸山古墳、そして何よりも、やはり日本でも有数の根来寺周辺という非常に重要な宝があります。そういうものについては、十分に大切に活用していきたいと思っております。

以上です。

○吉本議長 これでは、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、職員体制について質問したいと思います。

岩出市は、少子高齢化、人口減少が起きてきている和歌山県下でも人口の増加が進み、今後においても宅地開発が続いていくと予想されます。今、人口は5万3,000人を超える自治体となってきていますが、住民サービスの向上、各種施策の充実を図っていく上では、どのような職員体制が望ましいと考えているのかをまずお聞きをします。

2点目に、人口3万人の時点と5万3,000人の現在でも職員体制はほとんど変わらないものとなっています。職員の仕事量という面では、人口増だけを見ても、職員の事務量はふえているわけであり、労働強化となっていると考えますが、市の見解はどうか、お聞きをします。

3点目に、国・県から新たに岩出市に移管されてきた仕事もある中で、3万人当時と比べ、職員はどれほどの業務量がふえたと考えているのか、これもお聞きをします。

4点目には、住民サービス向上や経済活性化など、各種施策の提案を一般質問を初め委員会などで提案しても、改善を図ることを行おうとしない状況もあります。その一環として、職員が日常業務に追われて、調査や研究、これを行えない状況もあるのではないかと考えますが、この点における市の見解をお聞きをしたいと思います。

5点目は、職員の権利である年休についてお聞きをします。岩出市の職員の年休取得率はどのような実態なのか。職員全体の中で、どのような年休の消化日、こういうふうな消化日数になっているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

6点目には、職員の健康実態はどのように見ているのか。病休・病欠の実態はどのような現状となっているのかという点、これもお聞きをしたいと思います。

7点目には、この間、早期退職をする職員が数多く出た時期もありますが、仕事に対して意欲をなくして、やめた方も多々見られます。市として、この点はどのように見て、どうとらまえてきているのでしょうか。

8点目、最後には、このような状況の中でも、職員定数の適正化計画では、職員をふやさないというものとなっています。少数精鋭で取り組みたいとしていますが、考え方を見直すべきではないのでしょうか。住民サービス向上のためにも、職員をふやすことこそ適正化と言えるのではないかと考えるものです。

以上の点をまずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員、職員体制についての一般質問に一括してお答えをいたします。

職員定数については、地方自治法の規定に従い、岩出市職員定数条例に定めており、議会の同意をいただいているものであるということをまず申し上げておきます。

また、同条例3条に定める職員の定数配分については、岩出市を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しているところであります。地方公務員法第30条では、サービスの根本基準が規定されており、職員はそれぞれの担当業務において目的を達成するため、常にコスト感覚を養い、事業効果等の検証、国・県の動きや状況の変化等に敏感に対応できるよう、能力の向上に努めていくということが、全体の奉仕者として、市民の皆様方から託された使命であります。

行政の運営も民間会社の運営も同じことであり、必要な人員を確保することは当然のことではありますが、自主自立の行政運営を進めていくには、健全財政を堅持して、後年度負担をできるだけ少なくすることが必要であり、経常経費の抑制、住民サービスに低下を来さないよう事務事業費等の見直し、投資的経費のコスト削減など、不断の行財政改革に努めなければなりません。

問題は数ではなく、いかに効率的かつ効果的に、それぞれの能力を向上させ、発揮させられるかであり、仕事は個人ではなく、組織で行うものであるという認識が大事であります。

ボーダレス、オーバークロスが私の方針であります。部・課といった縦割りを全てとせず、部局間、部局内での相互協力をいかに進めていけるか。そのためには部長、課長など管理職のマネジメント能力が問われるものであり、職員だけではな



く、私も含めて、日々勉強であります。

さまざまな要因により、行政課題は多種多様化、高度化していることは認識しておりますが、今申し上げた理由により、現状の職員定数を見直す考えはなく、引き続き量より質の向上を前提として、縦割り行政からボーダレス、オーバークロスの行政を目標に、岩出市政の運営に努めてまいります。

そのほか詳細については、担当部長から答弁させます。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、増田議員の職員体制についてのご質問の1点目から4点目を一括してお答えいたします。

職員体制については、人口や職員数に関係なく、住んでよかったと認めていただける住民サービスを行える体制が最も望ましいと考えます。

現在、効率的な行政運営を図るため、定員適正化計画に基づき、適正な職員配置を行っているところであり、住民ニーズの変化や権限移譲等への対応もありますが、組織の見直しや有資格者等の人員確保により、業務に取り組んでいるところです。

なお、全国の地方公共団体の職員数については、平成6年度をピークに減少しており、平成29年度は、対平成6年度比で約54万人減少、割合では16%の減少となり、そのような状況下、岩出市は、人口3万人時代である平成6年の職員数は286人であり、平成29年4月の職員数は330人であることから、44人ふえていることとなります。

また、施策面については、平成29年度岩出市地方創生幕あけの年と位置づけ、地域の特性を生かした施策に取り組んでいるところであり、住民サービスの向上につながっています。

次に、5点目の年休取得率につきましては、順次申し上げます。

市長公室は、取得率は6%、取得の状況は、ゼロから2日は4人、3日から5日は3人です。

総務部は、取得率20.5%、ゼロから2日は9人、3から5日は21人、6から10日は10人、11日以上は19人です。

生活福祉部は、取得率15.6%、ゼロから2日は20人、3から5日は67人、6日から10日は44人、11日以上は22人です。

事業部は、取得率19.1%、ゼロから2日は5人、3から5日は9人、6から10日は16人、11日以上は7人です。

教育部は、取得率17.6%、ゼロから2日は9人、3から5日は7人、6から10日

は10人、11日以上は11人です。

上下水道局は、取得率24.6%、ゼロから2日は2人、3から5日は6人、6から10日は10人、11日以上は13人です。

次に、6点目の職員の健康状態についてですが、毎年、健康診断を実施するとともに、平成28年度からストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては、産業医の面談勧奨を行い、健康状態に把握に努めております。

なお、現在の休職者は3人であります。

次に、7点目の早期退職者に対する市の考えにつきましては、市としては定年まで勤めていただきたいと考えていますが、個人の考えもあり、いたし方ないと考えます。

次に、8点目につきましては、先ほど市長が答弁させていただきましたとおりでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、安倍内閣のもとで、残業代ゼロ法案、これが今審議もされています。裁量労働で幾ら働いても賃金を出さないというものです。岩出市でも、これと同じようなことが、もう既に行われてきています。管理職手当のあり方です。副課長、課長補佐がこれに該当いたします。この点では、実際には、副課長、課長補佐、こういう方たちの勤務実態、これはどういうような状況なのか、どう把握をしているのかという点、これをまずお聞きをしたいと思えます。

そして、以前には1カ月近く、毎日のように12時近くまで残って仕事していたと、そういう職員がいたり、40日間休みをとっていないんですよという職員もおられました。今、過労死ライン80時間超え、これが今問題になっていますが、岩出市において、このような過労死ラインに近い、そういう職員はいないのか。職員の勤務実態、この点について、2番目にお伺いしたいと思います。

そして、今、年休の取得率、これも今お答えいただきました。ゼロから2日と、9人、20人、5人、9人、最後ちょっと聞き逃してしまったんですが、この部分だけ見ても、最後の部分って何人だかわかりませんが、この部分以外を見ても、40人をはるかに超えているんですね。最後の部局で入れると何人ぐらいになるのか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、ゼロから2日だけでこれだけなんですよ。3日から5日、これを合わせると、もう大変な数字じゃないんでしょうか。まさに年休すらとれない、こういう実態があらわれている、そういうふうには思います。

そういう点では、この年休取得、どのようにすればとっていきやすいのかと、市として考えておられる点、お聞きをしたいと思います。

3点目に、体制面について、どう考えているのかという点をお聞きをしたいと思います。

まず、議会からです。全国の市議会議長会の資料では、人口5万人以上の議会の事務局人数は5.9人となっています。県下の議会を見ても、海南市で6名、橋本市5名、御坊市5名、田辺市6名、新宮市5名、紀の川市6名なんです。しかし、岩出市は3名なんです。他市では庶務係も配置されていますが、岩出市には独自の担当はありません。議長の出張を初め、場合によっては議会を閉めなければならないこともあり、誰もいなくなる場合は、電話や訪問、こういうものがあれば総務に頼む、こういうようなことさえあるんです。

事業部を見ても、産業振興、まちづくり推進関係では11人いますが、担当する仕事は、観光行政を初め商工関係、農業委員会を除く農地関係、林業関係、漁業関係、墓園関係、ふるさと納税関係、さらに、まちづくり推進室の関係までかかわっています。今年度の予算では、商工観光行政の予算項目で8名の人件費が計上されているんです。残りの3人で、あとの仕事を受け持っているということになります。

肩を持つものではありませんが、これだけの幅広い内容の仕事、よっぽど仕事内容を精査しないと、対応できないのではないかと危惧をします。少なくとも大きなしわ寄せが来ていると考えます。

これ以外にも、多くの部署で人口増や委任事務の増加で仕事量がふえているのです。この間、歴代の助役、副市長、何人もおられました。誰とは言いませんが、助役と呼ばれる時代でも、20人は少ないと感じているという方や、副市長の中には、あと40人は要るのではないかと感じている、こういう方もおられました。本会議以外の場では、こんな認識を持っているんです。少ないと感じているんです。

現副市長はどのように感じているかはわかりませんが、いずれにしても、市長、副市長は、現場職員の状況をもっと認識すべきです。少数精鋭で弊害が出ているという認識はあるのか、この認識についてお聞きをしたい。

4点目として、委任事務の増大、人口増加との関係でも職員の仕事量はふえているにもかかわらず、少数精鋭で仕事を行わなければならない理由はどうしてなのか、この点をお聞きしたいと思います。

先ほど、年休取得、こういう点では、先ほどもとりにくい状況もあるんじゃないかということも聞きましたけれども、最後に、職員のこういう権利である年休、こ

れをとれる職場環境づくり、これをつくる必要もあると考えるんですが、市長は、この点においてはどのように感じているのか、この点について再度質問をしたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

幾つかおっしゃっていただいて、私もメモをとってあったんですけども、答弁をさせていただきます。

管理職の勤務実態あるいは毎日のように残業しておる。40日間続けて休みをとっていないというふうな職員がおるという勤務実態の件ですけれども、それぞれの勤務実態につきましては、それぞれの所属長がその内容を十分把握した上で、超勤であれば残業の命令を出しているというような状況でございます。勤務実態については、それぞれの所属長が把握した上で、我々総務部門についてもその状況は報告をいただいております、そういうことでございます。

それから、年休の取得率ですけれども、どうすればとっていただけるのかということですが、先ほど、市長が答弁をさせていただいたとおりに、お互い助け合い、ボーダレス、オーバークロス、これをしていくことによって年休の取得率は上がっていくと、このように考えてございます。

それから、体制面で、議会事務局の例を出して、3人だということですが、先ほど市長の答弁のとおり、職員定数条例において、議会事務局は3人というふうに定数になってございます。それ以上、私、答弁することはございません。

それから、現職員で事務を行っていかねばならない理由ということですが、これも最初の市長の答弁のとおり、我々は、将来の健全財政の堅持、これを考えた上で、今の職員数というのが適正であると考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

増田議員のご質疑の内容は、少数で事務をすることに対して弊害は出ているのではないのか、こういう認識はどうかというご質問かと思えます。

先ほど市長がご答弁させていただいたように、我々それぞれ事務に当たっては、不断の見直し、これは必要不可欠で、それを指示しているところでございます。ま

た、これについては行財政改革、その中にもうたっております。結論といたしましては、いわゆる数を少ないと、こういうご指摘かと思えますけども、いわゆる数でなくて、いかに効率的に業務を進めるかというのが大事なことでと考えておりますので、したがって、個人のそれぞれ能力、これをいかに発揮させるかというのが大事である、こういうふうに考えておりますので、その点もあわせて、個人を動かす組織力、これが非常に重要であるという認識の中で、先ほど、総務部長の答弁させていただいたように、今後、そういう方針で進めていきたいと、このように考えています。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 最初に、市長は、この職員体制については組織で行うことが大事だと。当たり前だと思うんですね。しかし、岩出市の職員の体制の中で、じゃあ、その組織で行う、そうしなければいけないのに、現実的にそれじゃあできているのかと、ここが問われていると思うんですね。

少数精鋭で頑張るんだと。個人の能力で頑張るんだと。現実には、少数だからこそ複数体制で事務処理ができない。だから、休めばその分だけ仕事が残るんです。複数体制でなかなかできないから、結局は自分が仕事しなきゃいけない。仕事がどんどんどんどん積み上がっていく。だから、年休もとれないんです。

私、休みの日に、議会関係の資料、こういうものなんかをとりに来ることなんかもちょうくちょうあるんですね。そのときに、あれ、休みの日やのに職場に来ている。何でやろう。こういう見受けられる職員、やっぱりあるんですね。言わずもがなだと思います。

そしてまた、いろんな私たちが市民要求、こういうものなんかも要求しても、新たな事業、こういうものに取り組みば取り組むほど、今以上に、自分の新たな仕事かふえる。だから、仕事に対しても消極的になります。そうでなくても、人口増を初めとした今の職員体制、複数体制で仕事ができないから、ますます仕事に意欲が出なくなる、こういう状況が生まれているんじゃないんでしょうか。

最後に、また市長の見解を伺いたいと思うんですよ。市長、今の岩出市の職員、私は、職員の犠牲的精神の上に、今の岩出行政、これが成り立っているんじゃないかと、こういうふうに思うところがあります。

現実には、年休すらまともにとれない。これ改めて、また、ゼロから2日とっているのが何%なのか。3日から5日までとっている職員が330人のうち何割に当た

るのか。これ、改めてまたきちんと精査もしていかなきゃいけないという面もあるかと思うんですけれども、しっかりと、そういう部分においては、職員が本当に健康で明るく、市長がよく言う、安心・安全でしたか、安全・安心か、そういう行政、これやっぱり市の職員においても、安全・安心、そういう職場環境づくりが必要だと思うんです。

そういう点においては、先ほどから定数は変えないというふうに言っていますけれども、市として、じゃあ、今のこの現状、将来にわたっても変えるつもりはないのか、この点、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、職員をふやす、これを行ってこそ、私は岩出市の行政がさらに住民サービス向上、市民生活がよくなっていく。そのために働ける。また、生きがいのある、働きがいのある、そういう岩出市の職員になっていけるという状況が生まれるんじゃないかなというふうに思います。

職員をふやす、こういうことはないのか、これを聞いて、今回のこの質問、終わりたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

公務員の身分、スタンスにつきましては、地方公務員法に定められたとおりでございます。これは昔も今も変わっておりません。しかし、一番変わったのは、公務員に対する世間の目、市民の目ではないでしょうか。

時代とともに、公務員に対する視線、より厳しいものになってございます。議員が言う、休みたいときに休める環境、そんな状況が普通ではあるわけではなく、世間の目から見て理解を得られるものではございません。

このことは職員みずからが自覚しなければならず、健康管理や業務のあり方についてもみずから考えるとともに、組織でやっていくことです。しっかりと組織で管理すべきことと考えてございます。

このことをしっかりと職員の皆さんに自覚をしていただいて、能力の向上に努めるとともに、持っている力を精いっぱい発揮することが、岩出市職員としての務めであると考えてございます。

○吉本議長 副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、私のほうで答弁させていただいた中で、組織で行うという話の中の質問

で、どういうことかということかと思えます。

私どもの考えておる組織力というのは、従前から述べておりますように、量より質、これを前提とした中で、いわゆる縦割りの行政からボーダレス、横の広がりです。ね、こういうことを目的にしていると。この横の広がりというのは、部、課といった縦割りだけでなく、部の間、各部局間、この相互連携、これを指しております。したがって、そういうふうなボーダレス、オーバークロスの行政を目標に、これからの市政運営をしていくということでございます。

それによって、我々、この定数条例の見直しは、今のところ、考えを見直す予定はないということでございます。

それから、正規職員については、先ほどから議論になっておりますけれども、非正規、臨時職員でも多数職員として採用し、業務サービスの低下を招かないように対応しておりますので、そのことは申し添えておきます。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

冒頭で全て申し上げております。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告4番目、6番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 6番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点質問いたします。

まず1点目は、音響設備の整った音楽ホールの設置についてであります。

明年度より新市民プールのオープンに伴い、旧市民プールの2カ所が廃止となります。その跡地利用については、現在のところ、白紙と聞いておりますが、かねてより音楽家の方や市民の方々から音響設備の整った音楽ホールを当市にも設置してほしいという要望が寄せられておりましたが、この跡地に建設してはどうか提案をいたします。市としてのお考えをお聞かせください。

2点目につきまして、動物愛護管理法改正後についてお尋ねいたします。

全国的に、犬・猫殺処分ゼロの機運が高まっておりますが、私も、以前、平成26年6月議会で質問いたしました。その後の市及び県の取り組みは進んでいるのでしょうか。和歌山県下の収容数、殺処分数の経緯は、過去3年間でどのような推移を示しているのか。また、以前の質問の際、殺処分の80%が飼い犬の迷子や飼育放

棄であることから、迷子にならないよう連絡ホルダーを配布してはとの提案に対して、市のほうで対応していただき、感謝しております。

また、命の大切さ等を小学生に教える和歌山県の事業として、わうくらすを学校へ紹介すると答弁していただきましたが、どのような実績があるのでしょうか。また、今後どのように推進がなされるのでしょうか、お答え願います。

そして、広島県の神石高原町というところでは、平成26年度からふるさと納税指定先をNPOや自治振興会に指定ができるように条例改正し、犬の殺処分ゼロのために、ふるさと納税を活用する取り組みがなされ、平成26年11月から開始されております。

寄附金の95%はNPOへ、5%が町に、お礼の品はNPOが送るシステムになっており、数億円の納税がなされているようであります。こういった自治体の活動もぜひとも研究していただき、当市も何らかのアクションが起こせないか、提案をいたします。ご見解をお聞かせください。

最後に、昨年、岩出まちづくり協議会として、那賀建築士会の女性部会の協力を得まして、避難所運営ゲーム、HUGゲームの研修会を実施していただきました。HUGゲームとは、静岡県の職員によって考案されたもので、一般住民向けシミュレーション型訓練で、避難所で起きる状況の理解と適切な対応を学ぶものであり、市の避難所運営を任された状況のもとに、次々にやってくる避難者、例えば、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人、疾病者、遺児、ペット等々、その状況や要望を考慮しながら、迅速かつ適切に対応するすべを学ぶゲーム様式の教材であります。

そこでお尋ねいたします。このHUGゲームをできるだけ多くの方々にも知っていただくのに、広く市民の各種団体などの皆さんに紹介、普及してはどうか、お尋ねいたします。

次に、このゲームの終了時に皆さんが言われていたのは、大災害時には市の職員の方もいなくなり、リーダーとなる人もいない場合が想定され、現場では避難所の現場では收拾がつかないのではないかと。そのときには条例等で明文化されたマニュアルとして、リーダーとなるべき人を決めておく必要があるのではないかとという疑問が上がりました。この点について、市としてのお考えをお尋ねいたします。

以上3点について、よろしくお願いたします。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。



○塩崎教育長 田畑議員、一般質問1番の音響設備の整った音楽ホールの設置をについてお答えします。

現在のプールにつきましては、新プール開場後に閉場し、プール施設を取り壊す計画をしておりますが、堀口プールに併設する交通公園には遊具を設置し、公園としての利用や小さい子供さんの自転車の練習などにも利用いただいております。東公園は都市公園に指定されており、建築物の建設には制限もございます。跡地利用については、そういったことを勘案し、プール閉場後に検討してまいります。

また、音楽ホールについては、市民総合体育館は文化的機能も有する施設として建設したものであり、平成13年10月には、小ホールをコンサートなどの文化芸術活動に利用していただくため、ステージの拡張、音響機材の入れかえ、側壁の吸音・拡散板の新設、照明設備の増設など、全面改装し、音楽コンサート、芸能発表会などに使用されておりますので、ご活用いただきたいと考えております。ほかにも教育委員会では、旧和歌山県議会議事堂でコンサートを開催したこともございます。本市の観光拠点であり、観光に寄与するものであれば、ご利用も可能ですので、ご活用もご検討ください。

次に、質問2番の2、わうくらすについてお答えします。

わうくらすとは、県内に通学する小学生を対象に、動物を通して、命の大切さや他者とのかかわりを学ぶことによって、子供たちの豊かな心を育むことを目的に、和歌山県動物愛護センターが平成14年度から実施している事業です。平成21年度に、動物愛護センターの方から、本事業についての説明と実施依頼があり、岩出小学校と中央小学校で実施しております。

また、田畑議員から、平成26年6月議会の一般質問で、本事業についてご質問いただき、その直後の校長会で再度紹介をいたしました。このことを受け、根来小学校3・4年生では出張型の授業を、2年生では来館型の授業を実施しておりますが、その後は市内の学校での実施はありません。

実施していない理由を各学校で聞いたところ、本授業は、動物と直接触れ合うことができるよい授業であるが、どの学校にも動物アレルギーの児童がいて、そのことが障壁となっているとのことでした。

しかし、各学校では、動物愛護に関する取り組みをしていないわけではなく、わうくらすにかわる取り組みとして、県環境生活総務課の環境学習アドバイザー派遣事業を活用し、市内全小学校で県動物愛護推進員を講師に招き、動物の誕生を中心に、動物愛護の学習を実施しています。加えて、一部の学校では、さくらペットク

リニックの院長を講師に招き、命の大切について学習しています。

今後も学校教育において、あらゆる機会を通じて命の大切さを指導するとともに、特に道德の時間では、命の大切さや動植物を大切にすることについて学習を深めてまいります。

以上です。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目の1点目と3点目について、お答えをいたします。

県内の犬・猫の過去3年間の引き取り件数と殺処分数の推移につきましては、県に確認しましたところ、県内全体での引き取り件数は、平成26年度、3,233頭、平成27年度、3,099頭、平成28年度、2,738頭、殺処分数は、平成26年度、2,960頭、平成27年度、2,750頭、平成28年度、2,402頭となっており、いずれも年々減少傾向にあります。

特に、犬の殺処分につきましては、譲渡件数の増加や狂犬病予防法に基づく野犬の保護が徹底されたこと、また、小型犬種の屋内飼養が多くなったことにより、保護収容数が減少しております。

次に、3点目のふるさと納税を活用している自治体を参考にしてはどうかについて、本市では、動物の保護や収容など、殺処分を未然に防止する取り組みとして、広報いわでや市ウェブサイトによる啓発、また、狂犬病集合予防注射などの会場において、飼い主に対し、迷い犬ホルダーの配布や犬の正しい飼い方などのチラシ配布などの啓発を行い、殺処分ゼロにつながる取り組みを行っているところです。

議員提案のふるさと納税の活用につきましては、犬・猫の譲渡、適正飼育の啓発、不妊・去勢手術、餌代などに活用している自治体もありますが、本市といたしましては、現時点では考えてございません。

なお、他市町村の取り組み状況などにつきましては、今後も情報収集に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 ご質問の避難所運営ゲームについての1点目、HUGゲームを広く市民団体に普及してはどうかについて、お答えいたします。

避難所運営ゲーム（HUG）につきましては、今までも自主防災組織や自治会等の団体から要望があった場合、貸し出しや実施に当たってのサポートを行ってきた

ところでは、避難所運営ゲームは、避難所で起こり得るさまざまな出来事にどう対応していくか疑似体験でき、避難所運営の知識普及に当たり、非常に有効なものと考えておりますので、これからも広く普及に努めてまいります。

次に2点目、大災害時の避難所マニュアルは、また、そのときの中心者は誰かを条例等で決めておく必要はないかについて、お答えいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、要配慮者への対応や避難状況に応じたプライバシーへの確保、男女のニーズの違いへの配慮など、避難所環境の向上に資するため、平成25年3月に策定し、現在、市のウェブサイトにおいても公開しているところです。

避難所運営の中心者につきましては、市の地域防災計画及び避難所運営マニュアルにおいて、災害発生時の初動期は、市の職員や施設管理者等が応急的に避難所を運営いたします。発災から3日以降の展開期は自主防災組織や自治会等を中心とした避難所自治組織を立ち上げていただき、避難者、ボランティア、職員等が連携し、避難所運営を行うこととしております。

また、市の地域防災計画において、避難所には男女双方の避難所管理者を置くことと定めておりますので、現在のところ、条例化する予定はございません。

避難所の運営は、市職員やボランティアだけでなく、避難者自身も携わっていくこととなるため、今後も地域防災訓練や避難所運営ゲームの活用などを通じ、自主防災組織や自治会だけでなく、広く市民の皆様への普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、2点目の動物愛護の件なのですが、ご答弁いただきまして、教育委員会のほうでもいろいろな手を打っていただいて、いろんな命の大切さ等々の教育を推進していただいていると、本当に感謝申し上げます。

今現在、いろんな凶悪な犯罪もたくさんございまして、その底流には生命の軽視というものがどうしてもあるんじゃないかなと。そして、動物をいじめたり、また、動物の命をもてあそぶような、そういう事件も多くなってきております。ということで、今、教育委員会が推進していただいているそのような命の大切さを小さいときから教育していくというのはものすごく大切なことだと、私も実感しております。今後とも推進のほう、よろしく願いしたいと思います。

そして、殺処分数の推移でございますが、年々、徐々に少なくなってきております。

和歌山県も力を入れていただいていると思いますし、また、そういう機運も高くなってきております。また、私どもでできることがあれば、しっかりまた対応していきたい、頑張っていきたいと考えております。

そういうことで、ふるさと納税については、今現在のところ、当然考えておらないということなのですが、結局、ふるさと納税ということは、今回、私、いろいろ調べましたら、日本全国からそういったものにお金を使ってもらいたいという、そういう方がものすごく多いということがわかりました。

神石高原町というところは、東京に本部のあるNPOを移転してもらって、この高原町へ来てもらって、それでNPOの援助をしていると。そのNPOは、年間予算20億で運営しているということを聞いております。そして、従業員も二十代の従業員が全国から20名以上の方がここに来て、そして頑張っていると、そういうことで、いろいろな面でメリットが大きいということで、非常に喜ばれているということ、広島県も、当然、殺処分ゼロで対応できるようになったということでございます。

そういうことで、いろんな角度から、ふるさと納税というのは、これに限らず、全国からやっぱり脚光を浴びて、そして、その使い道を明確にしたときには、対応していきたいという方もたくさんいらっしゃるということで、そういう面の研究も市として、今、商品の返礼も始まりまして、徐々に徐々に、今、ふるさと納税も上がってきているようにお伺いしておりますけども、そういう使い方もあるということも研究課題の1つに入れていただけたらなということで、提案をした次第でございます。

そして、3点目でございますが、避難所の件で、HUGのゲームが終わった後、皆さんが言われたのは、当然、市の職員の方、また危機管理の職員の方が来ていただいて、そして運営をしていくのに一番理想的で、一般住民の方も職員の方が言われているんだから従いましょうということで、話は当然まとまるわけですが、仮にですが、大災害が起こった場合に、市内全域が被害を受けて、職員の方も自分の家も大変になり、当然、約50カ所ほどある公的な避難所に行けないというケースがもし仮にあった場合に、そういったときに、第1次の住民の方々が集まってきたときに、そのときに誰が中心者となって運営していくのかというところが明確でないと、なかなか収拾つかないんじゃないかなという、そういう懸念がありまして、最初の答弁では、当然、職員の方が来ていただいて、そして、2日か3日後には、当然、日本全国からボランティアの方が入っていただいて、そして運営を当然プロとして

していただくような方がどんどん入っていただいて、交通整理は当然できていくわけですが、初日及び次の日ぐらまでは、なかなか自分らで全て対応、どういうふうにしていくかというのは不安だという、そういう意見がたくさん出ましたので、それでマニュアルとして、どういうふうになっているのかなということを1回お聞きしたいなと思った次第でございます。

それと、関連で、通告はしてなかったんですが、そういう大震災のときに、例えば、避難所の鍵が管理者が持っておるとか、誰かが、市の職員が持っているというケースの場合、なかなか現場に行けない場合想定しましたら、入れないということも考えられるわけですね。

そして、ある自治体では、そういったことも想定して、安全ボックスというのをつくって、そこへ鍵を入れておきまして、ある一定以上の震度がありますと、自動的にその鍵のボックスがあきまして、誰が行ってもすぐに鍵が使えて、中に入れるという、そういうシステムを使っているところ、結構多くなってきたと聞いております。当市もそういうようなものを置いたらどうかなと提案をしたいんですが、そのお考えはどうでしょうか。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 田畑議員の再質問について、動物愛護にかかわって、命の大切さを引き続き学校でも教えていくようにというご質問をいただきました。現在、学校教育の中で、特に道徳の内容項目として、生命尊重とか、動物を大切にす、自然を大切にす、あるいは自然に対する畏敬の念を育てる、そういった内容項目が必修項目として盛り込まれており、道徳の授業を行っているところでございます。

さらに、動物をいじめるといったこと、それから、子供同士のいじめ、こういう部分も関連があり、いじめ対応については、学校も全力を挙げて、今取り組んでいるところでございます。

さらに、保健推進課の保健師が学校へ出向きまして、性に関する指導とあわせて、命の誕生の瞬間から、いかに子供たちが大事に育てられてきているか、命の大切さと絡めるような指導もしていただいているところです。

今後も引き続き、学校教育全体、あらゆる教育活動を通じて、命の大切さの教育を進めてまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、動物愛護に関しまして、市行政の取り組みについてであります。先ほど一定の評価をしていただいたのかなとは感じております。

今後も殺処分を減らすには、譲渡の増加あるいは野良犬・野良猫をふやさないことが重要であるということから、引き続き和歌山県動物愛護管理推進計画、これに沿いまして、県や関係機関、団体と協力し、殺処分ゼロに向け取り組んでまいりたいと考えております。

それから、ふるさと納税の関係でございます。現在、岩出市におきましては、ふるさと納税制度によるふるさと岩出市応援寄附金、これをしていただくに当たりましては、住んでよかったと思えるまちづくり、こういうのを初め5つのメニューから選んでいただくということになっております。

議員ご紹介いただきました広島県の神石高原町、こちらのほうでは、同じくメニューが9つございまして、このうち1つに寄附を希望する団体の指定という項目がありまして、その団体が7つ指定されておる。その中の1つに、動物愛護活動を行っている団体があるというふうにお聞きをしております。

こちらの町では、そういう連携をすることで、町内のみならず、広島県内の殺処分ゼロを目指しておるといふふう聞いております。

我々としましても、先ほど申しましたように、他市町村のこういう取り組み、これにつきましては、今後も情報収集に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 田畑議員の再質問の中で、避難所の鍵があかない場合、どうするかということで、その対応についてですけれども、大規模な災害が発生した場合には、職員あるいは施設の管理者が被災を受けてしまっていて、すぐに避難所に向かえないと、こういうことも想定されます。我々もそのことはずっと考えておりました。こういうようなことで、対応としましては、平成30年度の予算におきまして、感震キーボックスの設置ということで予算を計上してございます。このキーボックスの内容につきましては、先ほど田畑議員が話されたとおり、自動的に鍵があくというようなことになってございますので、担当しておる職員が被災した場合であっても、別の職員が避難所の開設をできるということになってございます。30年度以降、年次的に計画を立てて、市内の各避難施設に設置を予定してまいります。

それから、避難所運営の中心者として、市職員が大規模災害のときにはすぐには来れないんじゃないかということでありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたが、市の地域防災計画あるいは避難所運営マニュアルにおいて、ともかく市の職員が避難所のほうに向かいます。もし、あらかじめ決めておる者が被災した場合であっても、別の者が必ず避難所のほうに向かいに行きますので、ご安心いただきたいと思います。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。学童保育について、そして、ごみ問題について、就学援助の充実をについて、3点にわたって、一問一答方式にて、議長の許可を得ましたので、質問を行いたいと思います。

まず初めに、学童保育についてです。

現在は、急速な少子高齢化及び核家族化が進展する中で、子供たちの取り巻く環境は大きく変化してきています。中でも、社会情勢を反映して、共働きの世帯や女性の働く家庭などがふえ、学童保育の要望が年々高まっています。

小学生の放課後の生活と安全を守る取り組みが急務になっており、安心できる学童保育、放課後児童クラブをどうやって充実させるか、課題も多いと思います。

私は、次代を担う子供たちが安心して育つことができ、家庭や子育てに夢や希望が持てる社会の実現を目指すためにも、そして、働きながら安心して子育てができる環境を整備することは大変重要なことと考えています。

岩出市での環境の整備という点では、これまで保護者から要望が寄せられていた山崎北小学校区の学童保育、場所をあいあいセンターから学校敷地内に変更される

ということもあり、やっとかという気持ちではありますが、課題を一つ一つクリアする市の姿勢は評価できるものであると思います。

さて、学童保育は、子供にとって、遊び、食事し、くつろぐ、生活の場でもあります。そして、何より子供との信頼関係を築くことができる環境が不可欠となってきました。

また、専門家などの意見で、学童のあり方などでは、指導員の力量を高めていく必要があることや、保育内容の充実とあわせ、質の向上が重要であるとも指摘をされてきています。現在、学童の運営にはシルバー人材センターへ委託し、岩出市は実施しています。

豊かな人生経験を生かしていただき、また、研修会なども設けていただき、参加も行いながら、日々、子供たちと接しています。子供たちの健康や成長を見守り、運営を行っていると思いますが、4月から新年度が始まり、新たな児童が保育されることとなります。安心・安全に子供たちを保育をするためには、基本・基礎となる部分が運営方針やマニュアルに当たります。

そこで、委託先指導員へのこの運営方針、また、マニュアルなど、周知徹底はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、4月から新年度が始まり、新児童などの情報共有はどのように行っているかであります。例えば、小学校に入学するに当たっては、児童についての情報や、また、発達障害を抱える子供たち、そうした児童などの情報等をあらかじめ関係機関が入った場を設けて、共有をしていると思います。今後の対応などが話されていると思いますが、気になる生徒、また発達障害児等などが学童へ入る場合の情報共有、そうした対応など、どのように行われているのか、お聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、学童保育について、まず1点目、運営方針やマニュアルがあるが、指導員への周知徹底はどうかについてでございますが、国が定めている放課後児童クラブ運営指針及び委託事業所が作成している学童保育指導員の手引、これをもとに、年3回行われる全体研修において、指導員の意思統一ができるよう周知徹底を図っていただいております。

また、市から委託先への連絡相談体制につきましては、毎月、市委託先であるシルバー人材センターの事務局、それから、学童保育施設のリーダーで構成する学童保育指導員リーダー会議におきまして、利用者の意見を初め、さまざまな情報共有



を行うなど、連携に努めているところです。

次に2点目、新児童などの情報共有はどのように行っているかについてでございますが、平成30年度、新入所児童につきましては、1次募集者の入所決定をしている段階であり、入所決定者の情報につきましては、保護者同意のもと、委託先に情報提供を行っておるところです。

特に発達に課題があるなど、配慮が必要と思われる児童につきましては、指導員と保護者が面談する際に、児童の特性や必要な支援などの確認及び情報共有を行っております。

また、指導員に専門的知識を身につけていただくため、委託先において、和歌山児童家庭支援センターきずなとアドバイザー契約を締結し、専門的な研修を実施しているほか、同センターの専門職の方に定期的に全施設を巡回していただき、個々に応じた支援方法について助言をいただいております。今後も指導員の質の向上に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 運営方針やマニュアルについての周知徹底などについて、お答えいただきました。学童保育指導員に至っては、適宜いろんな小学校に配置がえというのもございます。そこで、長期休み、また夏休みや冬休み、春休み、また、学校のない土曜日など、子供たちは宿題や持っていってもよいとされている、例えば、ゲームであったり、おもちゃなど、持ち込む場合もございます。

ゲームやおもちゃなど、よし悪しはさておき、これまでよしとされていたものが、例えば、指導員の配置が行われて、その指導員の方がゲームは禁止だというような形で、指導員がかわった途端、ゲームなどに対し禁止になったという声を児童のほうから聞きました。また、保護者のほうからも、そのことによって子供が戸惑っているというようなこともお聞きしたことがございます。

最近までできていたのに、何であかんのか、また、先生がかわったからできなくなったなど、例えば、低学年などの児童が多く利用する学童では、理解ができなければ大変戸惑いが生じてくるというのはあると思います。方針が変わってそうなったのか、それとも先生がかわったからそうなったのか。この場合でも、やはり運営の指針だったり、マニュアルだったり、これが基本となってまいります。

やはり児童や保護者と接する点であったり、安全面での気づきだったり、保育す

る上の注意であったり、いろいろな問題にあったときに、適宜マニュアルの見直しなど、必要となつてまいります。その点については、どのように、先ほど3回会議を行いながらやっているということ、意思統一ですね、やっておられるとお聞きしていますが、やはり適宜マニュアルが、例えば、この辺については改善していかなあかんということになれば、早急に開くなり、そういった視点ではどのような形を行っているのか、お聞きします。

2つ目は、新児童の情報の共有についてお聞きしました。今現在、先ほどの午前中の質問の中にもあったように、発達障害の児童も大変多くなってきていると。指導員の方々も、日々、学習を通して、また、研修会などを通して、いろんな今までの子供の見方が、そういう研修を通することによって変化が生まれたと。すごく、この研修は学童の指導員をやるに当たっては大変ありがたいと思っているという指導員の方の話をお聞きしています。

そうしながら、日々、子供たち一人一人の特徴に合わせた指導というのが大切になってくるんですが、当然、必要な場合に応じては、指導員の増員ということも考えられるわけですが、その辺について、例えば、必要であった場合は、どのような対応をしているのか。また、一人一人の個性を持った子供たちにどのような対応を行っていくような指導をされているのか、この辺についてをお聞きしたいと思いません。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のほうでございます。マニュアル等については、常に見直し等されておるのかというところです。

最初の答弁で申し上げました。国の指針については、我々変えることはできないというところがございますけども、委託先事業所において定めている、いわゆるマニュアルにつきましては、利用者とか、それから指導員、それから、あるいは我々定期的に開催しております岩出市子ども・子育て会議、この会議の場で、委員さん方の意見をいただいたり、そういうものをもとに、市と委託先の間で随時見直しを行っておる。必要に応じてマニュアルの改定も行っておるところです。

その改定をされた場合は、やはり先ほど申しましたようなリーダー会議とか、そういう場で情報共有、対応を統一していくということを徹底するというので、その会議の場などで周知をして、各学童保育の場の指導員のほうへ行き渡らせている

というふうな、そういう状況でございます。そういうふうにやらしていただいておりますところでは。

それから、2点目、いろんな課題のある子供さんが入ってくる中で、学童、指導員の体制、どうかというような、そういうようなご質問であったかと思いますが、現在、学童保育は6つの小学校で、8つのグループと申しますか、クラスのほうでやらしていただいておりますところでは。

新年度の、30年度の申し込み状況につきましては372名、今、申し込みがあるという状況でございます。その指導員の体制はというところですが、今、平成30年の3月現在で、今、70名の指導員の方に対応していただいておりますという状況です。今後、また4月以降の体制につきましては、また担当課のほうと、それから委託先であるシルバー人材センターのほうとで協議いたしまして、適切な配置をしていきたいというふうに考えております。あるいはおっしゃっておりますように、やはり発達に課題のある子供さんとか、そういう子供さんも、やはり、これは学童保育の場だけではなくに、保育所とか、そういう場でも、やっぱり増えておるといふところでもありますので、その専門的な対応ができるような、先ほど申しました研修例もそうですし、アドバイザーの方に適宜助言いただいで、対応していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 2点目、ごみ問題についてであります。

1997年4月に、旧厚生省が、灰溶融固化施設の設置を焼却施設整備に当たっての補助要件としたことで、溶融施設は全国の自治体に広がりました。国によるガス化溶融炉か、灰溶融炉かの二者択一の押しつけは、突如、年間数千億円規模の市場を生み出し、さらに、'02年のダイオキシン規制強化が溶融炉導入を促進させました。

しかし、全国的にも稼働して3カ月内で、炉内の耐火レンガが損傷する致命的な事故が起こった施設、また、メーカーが保証修理する保証期限が切れた施設では、維持補修費が高騰して、自治体財政を圧迫するなどの問題が起こっていました。

このため、環境省は、'08年によく実態把握に動き出し、そして、'10年3月

19日、焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分についての文書を出し、溶融施設を廃止しても、補助金返還を求めないと方針転換をしました。

日本環境衛生センターの常務理事は、基本的な課題をクリアしないまま実施に移した技術もあり、影響が出始めているとし、他の専門家からもそもそも未熟な技術だったとの指摘がなされています。現在では、近隣市町村などでも、老朽化に伴い、建設が必要となっている自治体、一組方式で建設を予定するなど、さまざまありますが、溶融炉方式を選択しないこれまでどおりの焼却方式を採用するところも多々出てきています。

岩出市クリーンセンターは、流動床式ガス化溶融炉方式を採用し、神鋼環境ソリューションによって建設され、'09年から本格稼働となっています。もちろん1,300度という高温で処理する技術的な面でも、高度な技能を要するため、専門家での運転が必要となり、運転委託料が発生しているわけです。

平成30年度のごみ処理運転委託料について、予算額6億5,321万2,000円が計上されました。過去10年間の当初予算額と比較しても最も高く、これまで一番高かった平成26年度の5億7,448万5,000円より、約8,000万円近く高くなってきています。平成28年度までの予算・決算の数字では、ほぼ予算額と決算額に違いがないものとなっているため、大きな額の変更はないように思います。このまま行けば、決算でもこうした6億もの数字が出てくるのではないかと。

平成30年度のごみの処理運転委託料について、まず詳細を求めたいと思います。

2つ目に、現在、ごみを減らす取り組みを行っています。ごみの分別やごみ袋の有料化、集団回収など、もちろんこれらは岩出市ごみ処理基本計画を主とし、ごみ減量やリサイクルを基調とした自然と共生できる循環型社会のシステムをつくり上げるため、ごみをつくらない、出さない社会づくり、安定したリサイクル社会づくり、資源循環のための施設づくりを目標に掲げ、ごみの減量、リサイクル、埋立処分場について、平成15年度を基準年度とした数値目標を設定し、その達成に向けて、各種施策を実施しています。

運転管理委託料との関係から見て、このごみを減らす取り組みをどのように考えているのか。例えば、ごみの量が減れば、委託料は減ると考えるのか、ごみ質、分別を徹底すれば委託料は減るのか。それとも、ごみを減量化しても、この委託料は減らないと考えているのか、市のお考えをお聞きいたします。

3点目は、今後、委託料の増加についてです。先ほども言いましたが、焼却灰溶融炉は、維持費、メンテナンス、燃料代などで、自治体財政が圧迫されていくおそ

れがあります。この指摘は、専門家を初め、灰溶融炉を導入した自治体自身が、炉を休止、また廃止をするところもあります。委託料の増加は、市民サービスに直結していく問題です。委託料の増加について、今後の見通し、また、今後増加すると考えているのか、お聞きをしたいと思います。

4つ目は、これまで、市はごみの減量化についての報告などでは、市民から出るごみの減量化は進んできている。一方、事業所の増加とともに、ごみの量も増加してきているというふうな形で報告がされています。これまでの事業系ごみについての取り組みと課題は何か、これをお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員のご質問、2番目の1点目について、まずお答えをいたします。

平成30年度の岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料の詳細につきましては、運転管理業務として1億1,280万円、点検補修費として3億2,597万6,000円、光熱水費として1億2,555万円、薬剤・油脂類の費用として3,599万9,200円、保険料として450万円、合計6億482万5,200円となり、消費税を加え6億5,321万1,216円となります。

次に2点目、ごみの減量化を進めているが、運転委託料との関係をどのように考えているのかについてですが、クリーンセンターの運転委託料は、5年間の包括契約となっておりますので、単年度においては、ごみの減量化が委託料に反映されることはありません。

しかしながら、平成29年度までと30年度以降を比較しますと、光熱水費におきましては約14%低い金額での契約となっており、ごみの減量化が進んでいることが要因の1つとなっております。このように長期的に見れば、ごみの減量化が運転委託料の軽減につながっているものと考えております。

3点目、今後、委託料の増加も考えられるのかにつきましては、平成30年度からの5年間の包括契約では、点検・補修費以外の費用につきましては、基本的に変動はございません。また、点検・修繕費につきましては、市が作成した要求水準表をもとにした5カ年の修繕計画で、点検・修繕を行っていくため、年度によって金額が上下いたしますが、修繕費が今後5年間、一貫して上昇していくというわけではございません。

次に、4点目の事業系ごみ減量化に向けた取り組みと課題についてですが、まず、

取り組みといたしましては、今年度、岩出クリーンセンターが直接収集を行っている家庭系可燃ごみの実態について、四半期ごとに調査を行っておるところです。調査途中の状況ではありますが、市が収集する家庭系可燃ごみに事業系と思われるごみが10%程度含まれていることがわかってきております。また、ごみ種としましては、事務系事業者では紙類などの資源ごみ、食品系事業者では食品残渣の排出がそれぞれ多いという傾向が出ております。

これを受けた取り組みとしまして、まず、食品ロスの削減に向けて、3010運動のチラシを作成し、啓発を実施しておるところです。

次に、課題であります。事業系ごみは、家庭系ごみと異なり、さまざまな業種の事業者が存在することから、排出されるごみ種も多種多様であり、画一的なものとならないことから、減量啓発を行うに当たっては、業種に応じた個別の啓発を展開していく、これが今後の課題であると考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 30年度の運転委託料の詳細についてお聞きをしました。運転委託料の中には、当然、人件費ですね、そうしたものも含まれておりますが、大体、人員の関係で変わってくる数字だと思うんです。

ほかで言えば、やはり光熱水費、薬剤等々では、単価によって変わります。もちろんごみのカロリーが低ければ、温度を1,300度まで上がらないといけないということは、補助燃料という形が最も大きく使われると。この金額が結構高いというのは、どこの自治体でも言われております。

また、あとはいわゆるメンテナンスです、補修ですね。補修については、5カ年計画をもってやっているのです、計画に基づき補修をやっているんで、今後、特に運転費用について莫大な上がるという見通しは立ててないというふうにおっしゃってございました。しかし、そもそもこの炉、専門的なものなんで、例えば、耐火レンガにしろ、何にしろ、この部分が悪くなりましたって、この部分について保守点検が必要になって、その部分を変えらなっても、ある意味、言い値なんですよね。言い値。妥当かどうかというのはわからない値段で、メーカー側から言われるという可能性があります。

例えば、そうしたところであれば、神鋼環境ソリューションさんがつくっている炉というのは、かなりあると思うんです。同じような形で、60トン炉でつくってい

る部分というのが青森県に1カ所。北海道の根室北部広域ごみ処理センターがあります。もう1つは、秋田に環境衛生センターの同じ60トン炉というのが、この3つあるんですが、そこと比べてどうなのかというのは、一概には言えませんが、そうしたところの情報も必要になるのではないかとというふうに考えられるわけです。もちろん同じ60トン炉で、同じ神鋼環境ソリューションさんがつくられているといった意味では、そうした同じ炉をつくっているところとの比較というところも、私は必要ではないかと考えます。

そうしたところでは、そういった情報をやはりいただく、情報を取り入れるということも、この岩出市としては必要では、まずないでしょうか。

もう1つは、補助燃料など、光熱水費も少しでも抑えることができれば、経費が削減できるというふうに考えているんです。そこには、どうすればいいか。やはり先ほど言ったように、ごみが減れば、長いスパンから考えれば、ごみが減ったら、この委託料も軽減できるというふうな形で、市当局はおっしゃったと。

ということであれば、そうした補助燃料だったり、そういうことを使わないようにするために、今後、一体何ができるのか、何の対策が必要なのかという、新たな対策を考えなければならないのではないかとというふうに思います。

ごみの委託料というのは、先ほども言ったように、市民サービスに直結していく問題であります。そうした意味では、ごみを減らすためにさまざまな取り組みをされておりますが、この委託料と関係して市民の皆さんとごみを減らす取り組みをどう進めていくのかという点でも、私は訴えることができるのではないかと。皆さんの協力があったからこそ、これだけ委託料が減ったという部分については言えるのではないかと。

ただ単に、市がいう5年契約、5年間での推移で見ているんで、なかなかその辺は難しいかもしれません。ただ、ごみを減らすという取り組みにおいては、ごみの有料化や集団回収だけではなく、そうした点からも委託料が減るという形から見ても、減らす努力ができるのかな、協力を求めることができるのかなと思うんで、その辺について、いっかいのお考えを聞かせていただきたいと思います。

事業系のごみについてでございます。事業系のごみについては、実際の状況を年度途中ではございますが、発表していただき、古紙が多い、また、食品の事業者では、食品残渣が大変多いということを言われました。この調査を行ったことで課題が見えてきているということは大変評価ができる点であります。これまではそうしたことは言っておきながら、調査はなかなかスムーズに行ってこなかったと。

今後は、その課題をどう取り組んでいくのかが重要なポイントとなります。食品廃棄物を排出している事業者に対しては、みずからの責任で、再生利用、再資源化の生ごみ、減量対策を早急にとらせる必要があるのではないかと。また、以外にも事業所のごみの中にも古紙類が多いといった結果も聞きました。であれば、分別を徹底することを求めることが必要です。

この3010運動、これを進めるという形で言われているんですが、やっぱり事業所は、みずから排出したごみ、出たごみをどうするかというところについては、事業所がしっかり考えていかないといけない問題、その点については、事業所に対する徹底した分別、これを求めるために、どのようにやっていくのか、この辺について、再度お聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

3点あったかと思えます。1点目が、現在、同じ業者に委託しているということで、言い値、保守点検も言いなりになって、高ついているのではないかと、そのような趣旨であったのかなと思えますが、現在、岩出クリーンセンターを建設するに当たっては、環境負荷軽減を第一の視点におきまして、流動床式ガス化溶融炉のごみ処理施設を建設いたしました。

現在、委託している事業者、これを維持していく上での運転技術について、我々が求めている水準を満たしており、保守点検、修繕に際しても、保有する特許等を活用して行うことができることから、最もふさわしい事業者として委託することとしております。

契約内容につきましても、我々としては、要求水準書に沿って厳しくチェックを行っており、積算についてもチェックを行い、適正であると考えておりますが、議員がおっしゃられるように、我々としても、やはり専門的な部分でありますから、いろんなところから情報を収集して勉強していく、これは大事であろうかと。事業者と交渉していく上では、やっぱりいろん知識を身につけるといことは大事ではないかと考えておりますので、その辺のノウハウの蓄積を我々もやっていきたいと考えております。

それから、2点目ですが、市民の協力のやり方というようなところがございます。先ほど申し上げましたように、クリーンセンターの運転管理費の中で燃料費が14%減少することができた。この14%が全部ごみの減量化によってなされたというわ



けではないので、どれぐらい具体的に金額、これぐらい、ごみの減量化によってできましたというはっきりした具体的な金額を出すというのが難しいところではあるんですが、市民の皆さんがごみ減量化に協力していただいたおかげで、クリーンセンターの運営経費に関しても、ある程度、軽減できておりますというような、そういう啓発の仕方、どういうふうな伝え方がいいのかという啓発方法について、また市民の皆さんに、より協力しようかと、やっていこうかと思っただけのような、そういう啓発をまた研究してまいりたいと考えます。

それから、3点目が、事業系ごみの取り組みについて、どのように考えているかというところではありますが、事業系ごみ、これは経済活動によって生じるものというところで、企業構造と密接なつながり、これがございます。

減量化、資源化を事業者に働きかけていく場合に、企業の社会的責任に訴えるということ、これに加えて、ごみの発生抑制あるいは減量化、資源化への取り組みというのが、その企業の経営にとっても有効であると、そういうような面を織りまぜて、またそれぞれの業種に応じた啓発内容、啓発手法により、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。あるいは、商工会など関係団体の協力を得て、ごみの減量化を目指していきたいと、このように考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3点目は、就学援助の充実をです。

この問題については、昨年3月議会、6月議会と取り上げています。そして、今回3回目の質問であります。

就学援助の充実について、新年度予算での改善も見られず、非常に残念でなりません。まず、給付額の引き上げをということで、国基準と岩出市との比較についてお答えをしていただきたいと思います。

そして、他市の比較についてお聞きをします。

次、なぜ引き上げないのか。これまで他市との状況を見るといったことの答弁でお聞きをしました。研究をしていくなどということをお繰り返してはいますが、引き上げない理由についてお聞かせください。

2つ目に、入学準備金の前倒し支給をです。

県内の実施状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。

市でも前倒し支給について、市にとって前倒し支給は転居などの問題もあり、リスクがある、このように答弁を行っています。私は、他市の実施例を挙げ、例えば、福岡市の場合、あらかじめ転出予定者は対象から外している方法や、愛知県の知立市は全員を対象にして転出の場合は返還を求める方法など、また、小学校、中学校での実施は不可能であっても、中学校入学に対応している自治体など、前倒し支給する自治体は増加をしてくれています。リスクがあるから実施しないのではなく、どうすれば市で実施に向かって進めていくのか、これを考えるべきではないでしょうか。市でも前倒し支給を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市来議員のご質問、就学援助の充実をについて、通告に従い、お答えをいたします。

まず、1点目の支給額の引き上げをということについてでございますが、その中の国基準と岩出市との比較ということですが、要保護家庭については国基準はございますが、準養護保護世帯への国基準というのではなく、援助の種類や単価は自治体の裁量に任せられています。

次に、他市との比較につきましては、新入学用品費を除いて、他市と大きな差はありませんが、本市は若干低くなってございます。今後の課題であると認識しております。

また、なぜ引き上げないのかということですが、今申し上げたとおり、課題として認識しておりますので、今後、その金額や時期等について検討してまいります。

次に、入学準備金の前倒し支給の状況につきましては、県内の状況ですが、平成29年6月時点の文部科学省調査によりますと、平成30年度から前倒し支給を検討している、または既に実施していると回答した自治体は、県内30市町村のうち、小学校で8自治体、中学校で16自治体、平成30年度からの実施を検討していない、またはその他と回答した自治体は、小学校で22、中学校で14となっております。

なお、前倒し支給をということですが、県内のこのような状況を見ますと、平成29年3月議会や6月議会でもお答えしたとおり、前倒しによるリスクにいかに対応するかという課題がありますので、先行実施している自治体の状況等、引

き続き研究していく必要があると考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 国の就学援助国基準というのは、いわゆる部長がおっしゃるとおり、生活保護世帯が直接対象となります。国が定める単価は、自治体が独自での財源で、準要保護世帯に支給する就学援助の事実上の目安となっています。岩出市も、その目安を総じて、今、この準要保護に値する部分については国基準ではなく、岩出市独自の方向でやっておられると思うんですが、例えば、これについて、国では、小学校の学用品費、小学校1年生の部分では、国基準は1万1,420円が、岩出市は1万800円、学用品費、小学校2年から6年の場合、国基準が1万3,650円が、岩出市、1万2,960円、校外活動費の泊なしが、国が1,570円、岩出市は1,510円、修学旅行費は2万1,490円が、岩出市は2万600円等々、全て、全部、岩出市は国基準より低く抑えられているというのが実態です。

準要保護にかかわる支援、準要保護に対する就学援助については、三位一体改革によって、平成17年度より国の補助を廃止され、財源移譲、地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施していることも踏まえています。

しかし、比較して、岩出市は国基準より低い設定となっているんです。他の市町村を見てみます。これと歌山県内です。他の市町村は、ほとんどの市町村が、国基準の、例えば、いわゆる学用品費でも1万1,420円が、大体の基準を国の基準に沿う形になってきているんですね。ところが、岩出市は、それよりもまだ低い状況です。この低い状況、何意味をするかということ、消費税引き上げ、5%から8%に伴う全ての支給品目を単価を国がアップしたんです、2014年に。ところが、岩出市は2013年度のまま、そのまま国基準を使ってやっているということです。国ですら消費税分の上乗せをしているのに、なぜ市はその消費税分も上乗せをしないのか。まず、この1点はすごく不思議に思います。就学援助を必要とする家庭は、どんな世帯で、どんな状況なのか、ここを大きく考えていただきたい。

そして、2017年度からは、新入学児童の生徒学用品費等が2014年度の額より2倍に引き上げられました。新入学児童生徒学用品は、文房具や辞書、制服やランドセル、通学用自転車など、入学前に学校生活に必要なものを買う費用として支給され、国の単価は、小学生が4万600円、中学生が4万7,400円です。

岩出市は、現在、新入児学用品費、これが1万9,900円、中学校でも2万2,900円、

2014年度の時点で、これがこの額まで引き上がっていますが、岩出市は、いまだに13年度のまま採用しているということになります。

国が引き上げられたのは、保護者の間では、制服など、入学前の実際の負担額に対し支給額が少ないという声が上がっていたことや、平成29年度の予算概要、要求説明資料の中で、文科省は新入学児童生徒学用品費等の引き上げについて、実勢価格等を踏まえた単価に改定と説明をしています。

文科省は、このように説明をしました。新入学児童生徒学用品費等の金額が低いという認識を持っているということです。新日本婦人の会のアンケート調査では、入学準備費用は、小学校で平均5万4,540円、中学校では平均7万8,492円という結果がございます。この金額と比較しても、岩出市の額、どうでしょうか。国も実態と乖離がある状況だと認め、2017年度に引き上げた。岩出市はそうした乖離、ないと考えているのか。岩出市の考えをお聞かせください。

前倒し支給について、先ほども申したように、入学準備費用は、小学校で平均5万4,540円、中学校で平均7万8,492円かかるといった資料もあるのですが、当然、子供を持つに際して、将来設計をしっかりと持つべきものであると考えますが、どんなに頑張っても努力しても、うまくいかないこともあります。一概に親の自己責任という言葉で片づけられないですし、子供と一緒に責任を抱える問題でもありません。

現在、全国の自治体の小学校の支給を早めるという動き、1,751自治体の中で711自治体の実施をしています、40.6%。中学校では、1,743自治体あるうちの856自治体、約49.1%、これ文科省の調べであります。支給を早めるといった動きがございます。

県内の状況も先ほどお聞きしました。どの自治体も、どのようにしたら実施できるのか、前進できるのか、考え支給時期を早めることができるのか見直しを改善させてきているところがどんどんとふえてきています。

先ほど自治体の中では、30自治体のうち、小学校では8、中学校においては16自治体、また検討も含めてですが、まだまだやってないところも多いというようなニュアンスでおっしゃいました。ただ早める時期に至っても、例えば、和歌山市などでは、これまで6月以降の入学準備金の支給時期を和歌山市でも5月、まあ言うたら、7月ではなく、中学継続のみ5月にしてきたというような動きがあるんです。できない、できない、やらないではなく、どうやったら一歩でも前に進めるかということ自治体は考えながらやってきています。

例えば、それ以外にも、平成18年度から入学前を導入していた、検討していたところも、去年は、これまで6月以降だったものを5月に変えたり、4月に変えたり、全てが全て3月にやれというわけではなく、少しでも早目ながら、どのようにサポートしていけるかというのを考えながらやっている自治体が大変多いということなんです。

岩出市は、そこから見れば、やりません、課題ではあったり、リスクが高いからというふうにおっしゃるんですけども、どうやったら低所得者である、また、そういう就学援助を受けなければならない家庭に寄り添うことができるのか、この点をしっかりと考えていただきたいと思うんです。一遍にできなくても、徐々にできるところからやれる方法があるはずではないでしょうか。

子供の貧困対策の推進に関する法律というのが施行され、この基本的施策の中には、地方公共団体は就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子供の教育に関する支援のために必要な施策を講じること、そういうことがうたわれています。

学校教育法の第19条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されています。

就学援助は教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けれることができるよう配慮し、実施すべきものであると踏まえ等々、こういうふうに書かれております。

こうした観点から、岩出市でも支給時期の見直し、また単価の引き上げについて、しっかりと取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。もう一度、この件についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

3点あったかと思えます。なぜ、アップしないのかということ、それから、入学準備金についての乖離の点、それから、入学準備金について、どうやったら前倒しでできるか考えていくべきだということだったと思えます。

まず最初の1点目、2点目、一括してお答えをしたいと思えます。

なぜアップしないのか、それから、乖離の状況ということなんですが、乖離の状況については、議員が今おっしゃったとおりでございます。それらも含めて、教育

委員会としましては、先ほども答弁しましたように、課題であると認識してございます。今後、社会経済状況等を考えながら、しかるべき時期に判断してまいりたいと考えてございます。

それから、どうやったら前倒しできるか考えて、徐々に改善していったほしいということについてでございますが、私どもも、いろいろと考えてございます。例えば、平成29年度からは、修学旅行費の前倒しについて実施してございます。このノウハウ、それから、ほかの自治体の状況等を踏まえ、今後、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 修学旅行費、出しているということ。私は出してない自治体も和歌山県内にはたくさんあります。そうした中で、これは生活保護の部分になりますが、修学旅行費を出しているということは、大変評価できるものであります。

しかし、ここでも紀の川市や和歌山市、海南市などに比べて、2014年の改正が行われていないため、国基準以下となっていることは非常に残念です。国基準は、5万7,590円中学校、小学校では、修学旅行費が2万1,490円。ところが、岩出市は2万600円と5万5,700円、紀の川市、和歌山市、海南市と多々比べても、低くなっています。せっかくやっているのに、やっぱり他市と同じように引き上げるのは当然じゃないかと思うんです。そのことも踏まえて、修学旅行をやっているということは評価できますけど、実際には、ほかの市よりも低い、国基準より低くなっているということは申し上げなくてはなりません。

課題だということをおっしゃいました。早急にしっかり、やはり乖離があるということをお認めになっている。お認めになっているというか、その考えは同じだということだと思っんです。実際に買うものと支給しているお金が乖離があるということについては。であるならば、やはり課題をどうやったらクリアできるのかというのをしっかりと考えていただいて、早急に対応をできるようにしていただきたいと思っんです。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えをいたします。

早急に改善をとという主旨のご質問であったかと思っんです。就学援助の充実につき

ましては、子供の貧困対策として大変重要な柱の1つであることは、十分に認識してございます。しかし、最も重要なことは、就学援助のような経済的な支援のみならず、生活支援、保護者の支援等を含め、総合的に貧困対策を実施していくことだと考えてございます。

そういった意味で、教育委員会では、大綱に盛り込まれていますさまざまな諸施策を実施しているところでありまして、引き続き総合的に貧困対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時20分から再開いたします。

休憩 (14時07分)

再開 (14時20分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 いつも私が最後になるんですが、おつき合いをお願いしたいと思います。

私は、水道行政について、それから犯罪被害者支援について、岩出市内のため池問題について、それから那賀病院の労働実態について、それから種子法について、教育環境の改善について、質問をさせていただきたいと思います。市当局の誠意ある答弁をまずもって求めたいと思います。

まず、第1点の水道行政についてであります。

政府は、昨年度から水道法の一部改正法案を閣議決定して、民営化の手法であるコンセッション方式を水道事業に導入をしやすくし、国や都道府県が主導して、広域化を進めるための水道法改正をしようとしておりました。

この方式とは、水道施設を自治体が所有したまま、経営権を民間企業に譲渡する方式である。しかし、そもそもこの方式は、憲法25条に定められた国民の生存権を具現化したと言われる水道法に基づき、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的とした水道事業が、利益優先の民間企業に担えるのか、甚だ疑問であります。

法律改正の理由として、水道事業体の約半数が、料金で給水原価を賄っておらず、赤字経営であることや、管路や施設の老朽化が進んでいること、人材不足等などの

諸課題解決に向けて、水道の基盤強化を図ることが上げられております。所要の措置として、民間企業の参入をもくろんでいるというのが実態であります。

また、今回の法改正の背景には、世界的な水ビジネスの流れがあります。2020年には、世界で100兆円規模に拡大すると言われていた日本の民間資本は、その市場に参入するため、世界最高水準と言われている日本の自治体の水供給の管理や運転技術のノウハウを求めて、水道事業の市場開放を迫っているのです。

このような経済優先の姿勢では、国民の暮らしを支えるインフラとしての水道事業の破綻は避けられないのが現状ではないかと考えております。

水道事業の民営化、広域化を推し進める水道法改正ではなく、政府に対して補助金等財政支援によって水道料金の地域格差を是正することを強く求めていくことが、岩出市にとっても重要であると考えております。

そこで、岩出市の基本的な考えをお聞きをしたいと思っております。

まず第1点は、水道法の改正により、企業参入についてどう考えておられるのか、今後どのような方針をとられようとしているのか、まず、第1点お聞きをしたい。

2点目に、岩出市の水道について、民間企業の参入を考えているのか、この点についてお聞きをしたいと思っております。

3点目は、現在の企業運営で経費削減をしているために、水道料金の基本となる検針に関して、省力化をする事業として、ネットにつながるIoTを活用して、通信機能つきスマートメーターから使用データを一括収集して、個別料金を算出する方法の導入を考えたらどうかというふうに考えておりますが、これについてご答弁をいただきたい。

最後に、岡田第一浄水場内の給水井戸について、現状についてどのような状況になっているのか。後処理は安全な対応をとられているのか、お聞きをしたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 尾和議員のご質問の1番目、水道についての1点目、水道法改正、企業参入はどうか、2点目、岩出市の水道はどうかについて、あわせてお答えいたします。

水道法の一部改正につきましては、今国会で審議中ではありますが、改正案の中で、官民連携の推進とあり、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者



設定できる仕組みを導入するものです。

本市では、平成27年度に水道ビジョンを策定し、アセットマネジメント計画により、計画的な改築更新を図り、健全で安定的な事業運営の継続、安全な水道水の供給、災害対応力の維持向上に努めております。よって、現在のところ、水道施設の運営権を民間事業者に設定する考えはございません。

また、今後の水道事業の経営の見通しとしては、年々給水収益が減少している中、開発による加入分担金や施設分担金の収入が現状どおり続ければ、当面の間は安定した経営状況となる見通しですが、開発が減少しますと、経営が厳しくなり、水道料金の値上げや企業債の借り入れの検討も必要であると考えております。

次に3点目、経費節減、水道検針スマートメーターの導入はどうかについてお答えいたします。

水道検針スマートメーターにつきましては、現在、大都市において、民間企業と共同で実証実験を行っている段階であり、スマートメーターも高額であることから、現在のところ導入は考えておりませんが、今後の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、4点目の岡田第一浄水場の給水井戸、現状と後処理は安全かのご質問にお答えいたします。

現在使用していない井戸は、第一浄水場の場内に1カ所あります。現状の井戸については、鉄筋コンクリート床板のふたで覆っており、安全に管理しております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市としての方針を聞かせていただきました。まず、第1点の民間に対して、この方式、PFI方式と言われるものについては、当面は考えていないというご答弁でありました。しかし、今、政府のほうでは、TPPによって、この問題が取り上げられて、民間企業の導入を促す。厚生労働省のほうで取り組みをして、厚生労働省の認可のもとに、この方式が着々と、一方では進められているという現状であります。

民間委託の現状としては、運転管理については、委託ありが47、割合として34%、それから、設計、装備点検、保守については107委託している。それから、割合としては、回答した中の77%、それから機械とか電気設備点検、保守については139のうち108が、もう既に委託をして、78%ということであります。

それから、導線とか送配水管、管路の業務委託については、割合として27%、そ

れから、計画的な漏水調査、修理については68%というような調査結果が出ております。いずれ、この問題については、岩出市でもそういう方向になるのではないかと私は危惧をしているのであります。

というのは、先ほども申し上げましたように、水というのは、人間が生きる上において、一番大切な問題であります。そういうものを民間の営利目的のそういう企業に渡すということになりますと、市民の水の料金にもはね返ってくるということも考えられます。そういう意味で、この問題については、毅然とした態度で、岩出市としても対応する必要性がさらに出てくるのではないかとということでありまして。

これは新聞報道で、全水道書記次長の辻谷さんという方が、この企業参入については、安全持続性を維持できるのかということに危惧をしていることでもあります。この全水道労働組合というのは、全国の水道関係の上部団体であるわけですが、そういう意味では、この問題について、岩出市としての考えを明確にして、そういう民間導入については考えないということに明確にしていきたいというように、再度お願いをしたいと思っております。

それから、スマートメーターの件なんですけど、私は、これは非常に水道行政の中で経費節減、検針をしていく中で、今、料金が高いと言われましたが、これは大阪のメーカーで柏原計器工業というところが、既にマンション関係の検針に導入をして進めていこうということで、個別料金を手間なく算出できると。水道局の中に、パソコンでクリックすれば、全世帯の水道料金、水道量が瞬時につかむことができるということで、将来、これは普及をしていくということは、必ず言えるのではないだろうかということでもあります。

そこで、現在のところは高額であるので導入しないということではありますが、このメーターの問題については、法律で8年ごとの更新が義務づけられております。段階的に、このメーターについて、今から研究をして、大量に普及すれば値段も下がるということも考えられますので、更新時には切りかえるメーターについて導入を考えていく必要性はあるのではないかとこのように思っております。

このメーターの波及効果として、もう1点考えられるのは、水道を使用しない世帯があつて、日々、水道量をチェックをできるということになりますと、独居老人とか、そういう方の、もしそこで水を使ってないとなれば、そこに異常が出るわけですから、そこに行って状況も把握できるという側面もあるわけですから、そういう意味では、早く決断をしていただきたい。

既にスマートメーターについては、電気とかガスが先行で導入をしております。

関西電力等についても、そういうことで、電力関係も導入をしているということですから、こういうことについても必要性を考えていただきたいというふうに思います。

それから、4番目の岡田の浄水場についてですが、私は、給水した後の掘った井戸、床板で安全ですよということではありますが、そこで働いている方は、年次別に交代をするということになりますので、必要でないのであれば、せっかく掘って、そこから給水しないのであれば、埋め戻して、状況をきちっとしておくということが求められるのではないかとというふうに思うんですが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 将来、民間企業への参入を検討しないのかということですが、ごさいますけれども、本市の水道事業は、年々給水収益が減少している中、給水戸数の削減に努め、独立採算による安定した健全経営を行っているため、現在のところ民間企業の参入は考えておりません。

そして、スマートメーターの導入についてですが、スマートメーター1個当たり約1万円します。その他、通信料やシステムの構築費用が必要となり、かなり高額なものと考えられます。計量法に基づく量水器の交換は8年以下で更新することとなっております。現行の口径13ミリの1件当たりの費用、量水器の費用ですが、平成29年度、購入実績では1,587円、検針費用が、8年間といたしますと3,360円で、4,947円の経費となって、現状では約2分の1の経費となっております。

それから、第一浄水場の井戸をなぜ埋めないかということですが、井戸の構造は鉄筋コンクリートづくりで、崩壊することはありませんので、多額の工事費をかけてまで埋め戻す必要はないと考えております。将来、第一浄水場を再構築する場合、あわせて撤去したいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、水道行政について、民間参入を進めるべきではないという姿勢でありますので、民間参入については反対だということを明確にしておきたいと思っております。今後についても、市行政、地方自治体が独自にやるべきだということだと思っております。

ただ、この水道事業については、先ほども言いましたが、T P Pの規制緩和の一環として、政府が推し進めているということでもありますので、その点については、我々は、この導入についてもやはり慎重に、その導入についてはやるべきでないということを申し上げておきたいと思えます。

それから、スマートメーターの件なんですけども、今も2分の1で、現在できるんだということなんですけども、行く行くは、やはりこういうものも視野に入れて検討をしていくということが大切ではないかなと思っておりますので、検討もしないのか、それとも現時点では導入を考えていないのか、将来、検討していくということなのか、その点についてお聞きをしたいと思えます。

それから、岡田の浄水場については、埋め戻しに金をかけてする必要ないということなんですけども、もともと、この給水井戸については、なぜ掘ったのかというのが問題なんですよね。使わないのに、なぜ金をかけて掘って、そのままにして放置をしていたのではないかと、そういう疑いを私は持っておるんですけども、なぜ掘って、そのままにしたのかと。必要性がなかったら掘る必要性はなかったんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の市の今日までの経過についてご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 民間企業への参入による水道施設の運営権を民間企業に設定してしまうということについては、本市として危惧されること、いろいろあります。その中でも、技術の継承が途絶え、技術者が不足して、施設の運営に支障を来すおそれもあるということも1つあります。そういうところもありまして、現在のところ民間企業への設定というものは考えておりません。

それから、スマートメーターでございますけども、一番初めの回答で、今後動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えておりますということでお答えさせていただきましたとおり、マンションとかではうまいこと使えるかなとは思いますが、一般では高額になるということで、システムの構築、通信料、いろいろかさむところが多いので、今後とも情報収集に努めていきたいと考えております。

それから、岡田第一浄水場の井戸でございますけども、当時1万5,000トンぐらい取水できていたんですけども、だんだん水量も少なくなってまいりましたので、現在使っていない状況です。それは第一浄水場のほかの施設で賄っております。影響はありませんが、今後、第一浄水場の再構築するときに、第一浄水場の井戸については埋め戻すか取り壊す、そういうふうに考えております。

済みません。今の井戸で取水していたのが、過去では1日1,500トンです。1,500立米取水できていましたけども、360立米に減少したというところで運転を見直しました。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に2番目の質問をさせていただきます。

犯罪被害者支援についてであります。

人は余りに突然予測できない被害に遭うと、心も体もそれに対応できなくなります。思考と感情もとまり、どうしたらいいのかわからない状態に陥ってしまうのです。自分が自分ではないような気がする。冷や汗をかく。夢の中にいるような感じがする。周りに目が入らない。事件のことをよく思い出せない。それらは被害者の多くが経験する心の傷であり、人としてごく正常な反応です。犯罪被害に遭うのは大変つらく悲しいことです。突然のことに心も体も対応できません。

それでも、行政窓口や警察、裁判所で複雑な手続にかかわらなくてはいけなかったり、転居を余儀なくされたり、仕事をやめざるを得なくなったり、経済的負担も負ったり、さまざまな形で苦しめられます。多くの人々は、犯罪被害に遭遇することを考えたり、想定したりすることは日常的ではありません。

この3月議会で自殺防止への条例が可決されましたが、犯罪被害に直面すると、自死につながることもあると言われております。先の条例の表裏一体の問題であると考えべきであります。

地方自治体としての責務として、被害者への情報提供、被害者の方にパンフレット、被害者の手引による刑事手続の流れなど、一般的な事項について、また、被害者連絡制度により捜査の状況などについて情報提供しています。さらに、被害者の方の希望に応じて、地域警察官が被害者訪問、連絡活動を実施をしております。相談・カウンセリング体制の整備、被害者の方からのさまざまな相談に応じるために、各種被害相談窓口を設置し、また、心の傷の回復を支援するためにカウンセリングを行っております。

犯罪被害給付制度、犯罪により不慮の死を遂げた方の遺族や障害が残ることのあった方、重大な負傷や疾病を受けた方への経済的な支援を行っております。

捜査過程における被害の負担の軽減、捜査の過程において被害者の方に精神的負担等の二次的被害を与えないよう配慮されております。

被害者の安全の確保では、犯人から再び危害を加えられること等を防止するため、被害者の方の安全の確保に努められております。また、それ以外にも、レイプ、性犯罪被害者への対応、被害少年への対応、悪質商法の被害者への対応、暴力団被害にかかわる被害者への対応、交通事故被害者への対応、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応等々、被害の特性に応じて、さまざまな施策を推進していかなければなりません。私たちは、この国の誰もが安心して暮らせる生きる社会を願っているのです。

そこで、私は4点にわたって、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、犯罪被害者等基本法における地方自治体の責務について、どのように考えておられるのか。

2番目に、岩出市内における被害者への対応と現状はどうされているのか。

3番目に、犯罪被害者の相談窓口は、岩出市においてはどこに置かれているのか。

4番目に、被害者支援条例の制定の考えについて、お考えをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、被害者支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の地方自治体の責務はありますが、犯罪被害者等基本法第5条において、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると定められております。

次に、2点目の対応と状況はと3点目の相談窓口はについてありますが、岩出市では、総務課を総合的な相談窓口とし、警察からの派遣職員が担当しております。また、警察のほか被害者支援センターや法テラス、弁護士会などを初め多くの機関においても窓口が設置されているところであり、各種の相談や支援の対応がされております。

なお、これまで市の総務課において、犯罪被害を理由とする相談は、平成27年から平成29年はございません。

最後に、4点目の条例制定の考えはありますが、現在のところその考えはございませんが、他の自治体の動向を注視してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 犯罪被害者支援について、和歌山県の条例の和歌山県安全・安心まちづくり条例の第28条に、犯罪被害者等に対する支援ということであつておられます。また、今、総務部長が答弁いただきましたが、犯罪被害者等基本法の中にもうたわれておられます。

私は、これらの条例、法律に基づいて、岩出市において早期にこの問題の構築をしていくと。今、総務部長は、27年以降、岩出市において相談を受けたことはない。何か胸を張っているような答弁をされますが、私は、岩出市において、こういう相談窓口がありますよと言って、啓発をしてきたのかという面があるわけですね。こういうもろもろの犯罪被害、ここに行けば相談をできることができますよということで、総務課に警察官の方が出向しているから、そこで承るんだということなんですけども、これらについても、市民の中には、こういう事態が起きたときに総務課へ行って相談するということは、ほとんど今のところないというのは、それは反面、岩出市がこれらの諸課題に対する取り組みの姿勢がゼロに近いと言わざるを得ないと、私はそのように感じておられます。

それから、条例に関してですが、今のところ考えがないということなんです、これはさきの3月の県議会においても、知事に対して、議員が犯罪被害に対する具体的な条例、県の条例をつくるべきだという主旨の発言をされておりました。

和歌山県下においては、全国的には、多くの市町村で条例がありますが、和歌山県が一番おくられているんですね。和歌山県であるのは、これは上富田町の条例しか和歌山県にはありません。現に、和歌山県下でこれが先行的な取り組みであります、上富田町の条例案をもとに、岩出市においても早期に条例化の方向を打ち出していただきたい。

犯罪被害に遭いますと、誰しもうろたえて、その問題について直接対応できないというようなことがありますので、今、紀の国被害者支援センターというのが和歌山県の和歌山市にあります。そこにおいて相談を受けると。その団体は、和歌山県の警察のほうから情報を提供する団体になっておりますので、誰が被害に遭うたという情報はそこに集まってきます。それに対して支援を必要とする人に対して、対応していくという団体であるわけなんですけども、私は、そういう意味では、それらの団体について、助成金というのは、岩出市はゼロなんですね。和歌山県下でやらないのは、海南と岩出と紀の川市なんです。

この費用については、1人、紀の国被害者支援センターでは2円70銭の助成をいただきたいということで、毎年、岩出市についても要請があると思うんですが、和

歌山県下でやってないのは、先ほど言ったように、海南と岩出と紀の川市、それ以外のところは、その助成をしているというのが実態であります。

この問題については、岩出市も早期にそれらの助成をして、そこの連携を密にして、犯罪被害が発生した場合に、その家族や親族、それらの人の支援をしていく、バックアップをして、日常の生活に取り戻していくということが大切ではないかというふうに思います。

それから、条例制定について、今言いましたが、岩出市でも、これは今答弁いただきましたが、考えてないと、将来のことはわからないというふうなことでありますが、やはり早期にこれらについても条例を制定して、支援をしていく体制をしていただきたいと。

支援条例の中には、上富田で傷害に遭われた場合については、1人10万円、それから、遺族見舞金として30万円を支給するという制度もその中にうたわれております。

そういう意味では、それら等々も考えて、岩出市の早期の制定を含めて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、市において相談窓口があるということを啓発していないんじゃないかということをございますけれども、今ご質問いただきましたので、これからは積極的に窓口があるということを啓発、PRしてまいります。

それから、条例化の話ですけれども、先ほども話させていただきましたように、今現在のところはその考えはございませんけれども、他の自治体の動向を注視してまいるということをございます。

それと、被害者支援センターへの助成金の件ですけれども、これにつきましては、我々市といたしましては、事件であったり、事故等の被害者に対して、精神的支援の活動を行うための事業ということで補助するという趣旨は十分わかっておりました。それで発足当時、平成22年、23年、24年の3年間は、議員おっしゃられたように、人口掛ける1人当たり2.7円ということで、支払いはさせていただきました。ただ、発足当時の約束として、軌道に乗るまでの3年間は負担金をいただきたいと思いますという約束でありましたので、それ以降については、うちのほうからは支出をしていないという状況でございます。



ただ、紀の国被害者支援センターからの啓発等の依頼がございました場合には、積極的に協力をさせていただいておりますので、その点をご理解をいただきたいと思いをします。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この被害者支援センターの問題について、今の答弁では、軌道に乗るまでということであるんですけども、非常にセンター自体も財政が苦しくて、古本がある機関に送付して、その利益を得るとか、啓発物資とか、いろんな形で和歌山市もそういうことでやっておるんですけども、ほとんどが被害者支援センター自体の組織が、理事長は警察のOBで、署長クラスの方が常におられるんですけども、警察OBの方がほとんどの方が多いです。

そういう意味では、このセンターを窓口にして、そういう被害に遭われたときに対応していくということが求められますし、助成金にしても、そんなに高いものではありません。2円としても10万程度、5万としたら10万ですから、ぜひ、これについては早期に再検討していただいて、要請が来れば、それに応えていくというタイアップをぜひお願いをしたいと思いますが、それについてお聞きをしたいと思いをします。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問について、お答えをいたします。

被害者支援センターに対する負担金の考え方については、先ほど答弁をさせていただいたとおりですけれども、事件、事故等の被害に遭われた方、また、その家族、ご遺族に対して、この被害の軽減及び回復、こういうのは重要ということは十分認識してございますので、被害者支援センター等の啓発に関しては、今までと同様に協力してまいります。

以上でございます。

○尾和議員 助成金についてはどうなんですか。検討するんか、それともやらんのか、どっちなんですか、はっきりしてください。

○藤平総務部長 助成金の考え方につきましては、発足当時の3年間の約束ということで我々させていただいた経緯がございまして、今時点におきまして、前回のよりに引き続いて負担金を支出する考えはございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、市内のため池についてであります。

ため池堤防の雑木、草等の伐採に関して、岩出市の考えをお聞きをしたいと思えます。

市内ため池の堤防の整備については、当該の水利組合なり所有権者が維持管理をされていると推察しているんですけども、市内ため池の管理者及び当該の組合、これは何件あるのか、現時点でつかんでおられるのであればお聞きをしたいと。それからまた、年間何回ぐらい清掃されているのか。

それから、最近、住持池、中左近池に隣接する市民の皆さんから、現在、私も現状を見てきたんですけども、草を刈った後、そのまま放置をしていると。強風、風が吹いて自宅の裏庭に飛んでくると。何とかしてほしいと。また、刈った後、枯れて、燃やされると、洗濯物ににおいが移る等々の苦情があったので、そのまま放置をしているのかなというふうな気がするんですけども、やっぱり必要なことは、処分について、どのようにされているのか。それから、市としてどのような指導をされているのか。これらについてお聞きをしたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 市内ため池について、一括してお答えいたします。

まず、市内ため池の数ですが、44カ所ございます。

それと、草刈りは年に1回実施しております。

あと、処分方法ですが、和歌山県が定めたため池点検マニュアルの管理の項目には、刈り取った草木の処分方法の定めはございませんが、市民から苦情があった場合には、ため池管理者に対して適正に管理を行うよう指導してまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市民からの苦情ということなんですが、私が聞いたこれらの苦情について、住持池のことなんですが、これについてどうされるのか。現状は、刈った後、放置をしていると。私は、基本的には、あそこで燃やすんじゃなくして、一括してまとめてクリーンセンターに、やっぱり持ち込むべきだと、民家のある、隣接している住民のおられている住宅街についてはですね。そうでないところについては、

これは臨機応変にやってもいいのかなど。焼却も1つの考え方でありまして、そこから辺については、やはり市民のこの声にどう応えていくのか。事前に通告しているわけですから、その処置についてどうされるのか、答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問に、環境部局のほうよりお答えをさせていただきます。

今回の事案についてどうかというところでございます。一般的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これに基づいて、管理者に対して適正に処理していただくように説明あるいは助言、それから指導などを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○尾和議員 やったんかというのを聞いておる。

○山本生活福祉部長 今回の件に関しましては、我々も現状のほうは見させていただいておりますので、これから管理者のほうに対して説明と助言をさせていただきたいと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度確認ですが、今、助言・指導するということですので、現状を見て、早期に対応を求めておきたいと思います。

その結果については、またご連絡をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、管理者のほうと十分お話をさせていただきたいと思います。また、報告求められましたら、させていただきたいと思います。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。昨年の12月議会において、那賀病院の超過勤務に関して、実態をお聞きをしました。その実態は、私の想像を超える長時間が明らかになっています。その後、和歌山日赤においても、労働基準監督署が指摘をして、改善するよう指導したと新聞報道されております。

医師も人間であり、また、労働者であります。その労働環境は整備されなければ、このような不幸を繰り返し起こすことは許されません。このような実態を早期に改善すべきであります。

まず第1点目、この労働実態というのは36協定違反の超過勤務についてであります。その後の経過についてお聞きをしたいと思います。

2番目に、違反状態を改善するために、どのようにしていくのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態について、お答えをいたします。

まず1点目につきましては、12月議会で尾和議員から労働実態についてのご質問があったことを那賀病院にお伝えをしております。

2点目につきましては、那賀病院から聞き取りした内容となっておりますが、根本的な原因は、医師が不足しているところにあり、病院において医師の増員に尽力しておられるところですが、医師不足は和歌山県のみならず、全国的な問題であり、解決は容易ではありません。

一方、病院の自助努力として、医師の事務的作業を補助する医師事務作業補助者を増員することで、少しでも医師の業務が軽減できるよう改善を進めているとのことです。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、12月議会ではお伝えをするという返事をして伝えたと。伝えたと、医師の事務作業を軽減するためということなんですが、基本認識として、那賀病院の36協定に違反をしているという認識は、共通認識として持っておられるのか、その点について再度お聞きをしたいと思います。

もう1点は、私たちは、岩出市に関する事、これらの問題についても、やはり

問題意識を持って改善をさせていくということが求められるというふうに思うんですが、その認識について、何か第三者みたいな立場で答弁をされているんですけども、私はそうではなくして、主体的に岩出市としてもかかわりがあるわけですから、これについて責任を持って、コンプライアンスのもとで、法律があるなら、これを改善していくと。今の部長の答弁では、医師不足が原因だというような形で、やっぱり逃げておられるとしか、私には理解ができません。医師が不足しておるから法律を違反してもいいんだというような認識であれば、私は問題だと思うんですけども、それについてご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

1点、那賀病院の実態が36協定違反ではないかという認識を持っているのかというところ、それから、市として、第三者的ではなくて、問題解決を主体的にやっていかなあかんのではないかと、そういうところだったと思います。一括してお答えいたします。

医療機関としての公立那賀病院、地方自治体としての岩出市、それぞれの立ち位置、位置関係、それに沿って対応していくというところではありますが、その対応の内容につきましては、せんだっての12月議会、あるいは今回の当初の答弁で申し上げたとおりです。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 何かね、私が質問して、それに対してまともに答弁してないんですよ。

36協定、違反しているんか、してないか、実態について答弁してないんですよ、部長は、那賀病院のね。違反しているんか、してないんか、それについてご答弁ください。

そういう立場で、今回の問題はどうか解決していくのか。医師不足という形で答弁を逃げておられるとしか思えないんですけども、これについて再度ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

36協定に違反しているのか、いないのか、はっきり答弁せよということでござ

います。先ほど申し上げましたように、我々地方自治体としての岩出市が、医療機関である公立那賀病院の労働実態に関して、36協定違反であるや、どうやというのを言及する立場にはないと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、種子法についてお聞きをしたいと思います。

種子法の廃止が、ことし4月1日から廃止になります。食糧需給のための自治体など、その地域に合った作物の種、開発普及を義務づけているのが種子法でした。しかし、種子法の廃止が実現してしまいますと、外資系の種子会社が参入して、日本の種を独占することにもなりかねない。中でも、アメリカの農業大手モンサントの遺伝子組み換え作物は、健康被害の可能性がいまだ払拭されていない。

種子法廃止は、そうした作物の種を日本に広めるきっかけをつくりかねないのであります。種子法と言われてもぴんとこない人が多いかもしれません。一般には余り知られていないが、戦後の日本で、米や大豆、麦など、種子の安定供給を支えてきた法律であります。この法律が突如廃止されることになった。ことし2月に廃止されることが閣議決定され、4月に可決成立して、ことしの4月1日に廃止されるという状況にあります。

種子法については、私どもの食や農業は大丈夫なのかということで、米や麦の安定供給を縁の下で支えてきた種子法、専門的な法律なので、名前も聞いたことがない人が多いでしょう。種子法は、米や麦、大豆といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律です。

種子の生産自体は都道府県やJAや普及センターなどが担ってきましたが、地域に合った良質な種子が農家に行き渡るように、種子法のもと、農業試験場の運営などに必要な予算の手当などは、国が責任を持って今日まで担ってきました。

種子法が制定されたのは1952年5月、注目したいのは第二次世界大戦終結のためのサンフランシスコ講和条約が発効された翌月というタイミングです。戦中から戦後にかけて、食糧難の時代を経験した日本が、食糧を確保するために種子が大事と主権を取り戻すのとほぼ同時に取り組んだこの種子法の制定でした。

私は、そこに二度と国民を飢えさせない、国民に食糧を提供する責任を負うという国の明確な意思があったと考えております。

政府や農水省は、国が管理する仕組みが、民間の品種開発意欲を阻害していくからと説明しています。

種子の生産コストが国の財源で賄うなど、今の制度では都道府県と民間企業との競争条件が対等ではないというのです。環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPPなど、グローバル化を推し進める中で、企業の活動を阻害するような規制を緩和する措置の一環という見方もあります。

これまでも種子法は、民間の参入を禁じていたわけではありませんが、種子法なくしてハードルをさらに下げることで、民間企業、特に外国企業の参入を積極的に進めようという思惑があるのであります。私は、これらの種子法の廃止について、多くの課題や疑問が現在あります。

そこで、岩出市において、この法律の廃止による弊害について、どのように認識をされているのか。

2番目に、米、麦、大豆、白菜、キャベツ等における影響をどう認識されているのか。

3番目に、今後どのように岩出市として取り組んでいこうとしているのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 種子法についてお答えします。

1点目、廃止による弊害についての認識については、今回、主要農作物種子法が廃止されることにより、特に弊害が生じるものではないと認識しています。

次に2点目、米、麦、大豆、白菜、キャベツはどうなるのかについて、主要農作物種子法第2条に規定されている農作物は、稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆であり、その中で、議員ご質問の米、麦、大豆については、1点目で回答したとおり、法律廃止により特に弊害が生じるものではないと認識しています。

次に3点目、今後どのように取り組むのかについて、主要農作物種子法は、戦後食糧増産が国家的課題であった昭和27年に制定されて以来、稲、麦類及び大豆について、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産、普及を進めてきました。しかし、民間企業が開発した稲の品種で、主要農作物種子法に基づく奨励品種に指定されている品種がないという状況が続いているなどの問題も生じていたことから、今回、需要に応じた多様な種子の開発、供給体制を構築するため、都道府県による種子開発、供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により進めることを目的として

廃止されるものでありますので、本市独自の取り組みは考えておりません。

なお、主要農作物種子法には、もともと遺伝子組み換え作物の防止や外資系企業の参入についての規定はございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長のほうから答弁をいただきました。

種子法によって、我々の生活における不利益はないんだということでありました。私は、その見解については問題があるというふうに思っております。現に、この種子法があることによって、都道府県で改良して、最もよい種子を開発した、国の予算もついていたわけですが、それが撤廃になりますと、種子、種ですね、それ自体が自由化によって多くの影響を受けるということが言われております。

種子法があることで、日本の米、麦、大豆は守られてきたわけでありまして。この種子法廃止によって、今、コシヒカリの品種1キロ当たり500円ほどの安定供給が何倍にもはね上がると。4倍から10倍にはね上がるんじゃないかということになってきますと、米作については、もうさらに農家にとっては死活問題になると言わざるを得ないのであります。

新潟県においては、この種子法廃止に伴って、これは大変だということで、新潟県独自で、この種子を守るために、従来の子を守るために、県が予算案を組んで、国の政策に対して正面から取り組みをしているというのが現状であります。全く時代認識も甚だしいと言わざるを得ません。

今の部長の答弁は、種子法が廃止されても影響がないんだということは、そういうことではないということをお願いしておきたいと思っております。

それから、遺伝子組み換えの問題について言われました。日本において、これ遺伝子組み換えの問題については、多くの問題点は指摘をされております。コシヒカリの、モンサントによれば、遺伝子組み換えによって、全てのことが、大豆とか麦とか、この影響を受けるということで、今、人間の男女の精子・卵子の問題について、口から入れる食によって、その減少が言われているという科学的なデータもあります。

日本人類の根幹を揺るがす種子法であると言わざるを得ないんですが、それらの問題について、遺伝子組み換えが行われれば、たちまち日本人類、日本における人、人類について影響が出てくるということでもありますから、今言われた部長の答弁で



は、私は理解できないし、納得できないし、その見解については間違っているんだということを申し上げておきたいと思います。

そこで、我々どうするのかということで、今、岩出市においては影響ないということですが、そういうことを言われる部長については、私は残念だなと思っておるんですが、これから種子を守っていくために、古来からある日本における種子、これをいかにして守っていくのかという基本的な姿勢を岩出市においても持っていて、県とか国に意見を上げていくという立場をとっていただきたいと思うんですが、これについて市長の見解をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、種子法廃止の目的は、時代に合っていないこと、それと民間の技術が反映されにくいシステムになっていること、それを解消するためのものです。種子そのものが守られるかどうかというのは、種子法だけじゃなく、種苗法、その他の法律がありますので、それで大丈夫だと認識しております。

それと、遺伝子組み換えについてですが、種子法は決して遺伝子組み換えを制限する法律ではないので、種子法があってもなくても同じことだと思います。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 種子法についての基本的な考え方、部長の誤った認識については、これ以上議論しても前向きに進まないのので、これで終わりにしたいと思いますが、再度、この種子について勉強していただきたいということをお願いして、この質疑は終わりたいと思います。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、教育関係の改善についてお聞きをしたいと思います。

過去6月、9月、12議会において、教員の長時間労働の実態や負担軽減、削減対策を求めてまいりました。その後、実態についてどうなっているかということで、その際に、小学校では8時間以上が1.23%、それから45時間超えが33.3%、中学校では7.53%、45時間が23.6%であると答弁をされてきました。

その後、校長に対して、適切に負担軽減を図るよう指導していくというご答弁をいただきました。9月議会では、管理をしている、また、留守番電話を研究したいとか、その他の改革について、体制が整ったものから実施をしたいということでありました。12月議会で部長は、11月、12月にかけて勤務時間の実態調査を現在しており、集計・分析を行っている。また、どれだけ減ったかということについてはお答えできませんと答弁をされておりました。先般、岩出市のほうから2月度の超過勤務実態をいただきました。

そこで、質問なのですが、その後、岩出市の教職員の勤務時間の実態について、どのように推移をしているのか。

それから、超過勤務の改善方針を具体的にどうするのか。

それから、3番目に、地方教育審議会の答申、これについて方針をどのように実践をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 ご質問の6番目、教育環境の改善について、通告に従いお答えします。

まず1点目、岩出市教職員の勤務時間の実態はどうかについて、平成30年2月の勤務時間については、小学校の超過勤務時間の平均は27.8時間、中学校では46.2時間です。

2点目、改善の方針はどうか、3点目、中央教育審議会の方針、どのように実施していくのかを一括してお答えします。

平成29年8月に出された中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会からの学校における働き方改革に係る緊急提言や平成29年12月に出された文部科学省からの学校における働き方改革に関する緊急対策につきましては、教育委員会といたしましても、課題意識を持っております。

平成29年9月議会や12月議会でもお答えしましたとおり、本市における教職員の業務改善につきましては、既に市費による適応指導教室の開設や特別支援教育にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っております。

また、県費を活用して問題行動等への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーターなどを配置しています。中学校の部活動につきましては、1週間のうち1日を休養日としております。

また、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託、そして各種調査の精選をすることで、教職員の業務軽減に努めています。

なお、本提言にあります給食費の公会計化や口座振替納付等、既に教員の業務ではなく、いち早く改善をしたところです。

以上のことから、中央教育審議会からの提言や対策にある多くの方策を既に実施しているところです。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。私は、この2月の調査をまとめてみました。もとのデータというのはよくわからないんですが、まず、この退勤時間管理簿という形でいただきましたが、これは第三者が見て、なるほどなということなのか、自己申告で集計されたデータなのか、その点をまずお聞きをしておきたいと思います。

それから、その上で、今、小学校では27.8%、中学校では46.2%ということであります。なかんずく、ここの中で出ているのは最高が、これ中学校で113時間、これで試算しますと、1カ月だけですから、年間で試算すると、12を掛けたら1,200時間ぐらいになるんですね。これがずっと続いているとは想定してないんですけども、これは過労死時間を超える大幅な実態にあるということは認識をされているのかどうか。その2点をお聞きします。

それから、中教審の答申の中で出ているのは、時間管理について、勤務時間管理の徹底、適正な勤務時間の設定として、ガイドラインということで、これはさきの議会でも質問をしたんですが、自己申告方式ではなく、この管理権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握して集計するシステムを直ちに構築するよう促すという緊急政策が出されているんですね。そういう意味では、これを岩出市はやるのか、やらないのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、時間外勤務の抑制の措置として、時間外労働の現状について、原則月45時間、年間360時間と示されており、これを参考に、教師が長時間勤務による健康を害さないために、勤務時間に関する数値を示した上限の目安を含むガイドラインを検討して提示をするということを言われております。

私は、いわゆる月45時間、年間360時間、これをいかに守るか。最低限守るかということが、今求められておると思うんですが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

3点あったかと思えます。提供させていただいたデータは、自己申告のものかどうか。それから、自己申告ではなく、タイムカード、ICTを活用してはどうか。それから、月45時間の目安、ガイドラインをいかに考えるかというご質問であったかと思えます。

まず1点目、自己申告のデータかどうかということなのですが、これについては職員が退庁時に記録をとったものを学校で取りまとめたものでございます。

2点目、自己申告でなく、タイムカード、ICT活用という部分につきましては、平成30年度、教職員の勤務負担軽減の一環としまして、教職員にパソコンを100%配置する予定でございます。

そういったことから、ICTによる管理は検討する余地はあろうと思えますが、基本的に、こういうタイムカードにするか、出勤簿にするか、現在は出勤簿ということになってございます。これは任命権者である県が判断すべきことであると考えております。

それから、月45時間という話ですが、これは政府全体の働き方改革実行計画においても、時間外労働の限度について、月45時間と示されてございます。基本的には、教員についてもこの原則を尊重すべきであると考えます。

なお、学校長は、いわゆる超勤4項目以外は、勤務の振りかえができない場合は、時間外勤務を命ずることができないとなっておりますので、疲労回復の観点から、できるだけその週のうちに振りかえを行うよう、学校に対して指導してまいりたいと考えてございます。

失礼しました。100時間超えの話について抜けていたと思えます。この調査月につきましては、2月という特殊な時期でございます。学校の業務の特殊性がございまして、この時期、中学校は、高校進学に向けての調査書の作成であるとか、保護者、子供からの相談業務など受けている時期でございまして、この時期は超過勤務が増してくるものと考えます。

さらに、この時期というか、この2月は、生徒指導上の問題にかかわりまして、保護者の都合に合わせて深夜まで対応したという特殊な事例も含まれてございます。年間を通じて考えますと、夏休みなどは小中学校とも超過勤務はほとんどございません。ですから、これが1年間続くものではございません。

つけ足します。100時間超えの件ですが、この2月につきましては、土日の宿泊

を伴う遠征を勤務時間に計上しているため、超勤が多くなった教員もいたというのが現実でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは解決するまで一般質問しますんでね。私は、この問題について、もっと具体的に、やはり対策を打つということが必要やと思います。

部長の答弁で、1点だけ気になるのは、いわゆる県の仕事やと、時間管理を把握するのは。県の判断で県がやるべきことで、岩出市ではないというふうなご答弁がありました。私はそう違うと思うんですね。タイムカードについて、それから、パソコン等については、岩出市の予算の中から支出しているんじゃないですか。タイムカードについて、設備的な問題が、設置をする場合は、岩出市の予算で支出するんじゃないんですか。

もう1点、この2月度いただきましたが、これから毎月調査をしていただいて、この超過勤務時間についての管理簿の提出を最後をお願いして、私の質問を終わります。ご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問についてお答えをいたします。

取り組みが進むまでというお話でございましたが、冒頭、教育長が答弁しましたように、文部科学省の提言の中にありますかなりの部分については、既に取り組んでいるところでございます。来年度に向けましては、教職員のパソコン100%、さらには提言の中にもありますコミュニティスクールの導入、そういったことも予定してございます。順次対応しているつもりでございます。

また、退勤時刻等の管理は県がすべきだと、私が答弁したということでございますが、パソコン100%に伴って、市のほうで管理することも可能であるという話は申し上げております。

引き続き、この働き方改革につきましては、教職員の負担軽減、それから教職員が子供に向き合う時間を確保するという、この2つの観点から非常に重要でありますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、平成30年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時50分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成30年3月22日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員